

官報

号外 昭和四十一年四月二十八日

第五十一回国会衆議院会議録 第四十六号

昭和四十一年四月二十八日(木曜日)

議事日程 第三十一号

昭和四十一年四月二十八日
午後二時開議

- 第一 地震保険に関する法律案(内閣提出)
- 第二 地震再保険特別会計法案(内閣提出)
- 第三 航空業務に関する日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 第四 失業保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 国民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第六 労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 昭和三十八年度一般会計予備費使用総調書(その2)
- 昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その2)
- 昭和三十八年度特別会計予算総則第十三条に基づく使用総調書
- 昭和三十八年度特別会計予算総則第十四条に基づく使用総調書(その2)
- 昭和三十八年度特別会計予算総則第十五条に基づく使用総調書

(承諾を求めらるるの件)

昭和三十九年度一般会計予備費使用総調書

昭和三十九年度特別会計予備費使用総調書

昭和三十九年度特別会計予算総則第十四条に基づく使用総調書

昭和三十九年度特別会計予算総則第十五条に基づく使用総調書

昭和三十九年度特別会計予算総則第十六条に基づく使用総調書

昭和三十九年度一般会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十九年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則第十一条に基づく使用総調書(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則第十二条に基づく使用総調書

昭和三十九年度特別会計予算総則第十三条に基づく使用総調書

昭和三十九年度特別会計予算総則第十四条に基づく使用総調書

昭和三十九年度特別会計予算総則第十五条に基づく使用総調書

昭和三十九年度特別会計予算総則第十六条に基づく使用総調書

○本日の会議に付した案件
健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第一 地震保険に関する法律案(内閣提出)
日程第二 地震再保険特別会計法案(内閣提出)
公認会計士法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 航空業務に関する日本国政府とソ

ヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第四 失業保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 国民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

昭和三十八年度一般会計予備費使用総調書(その2)

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その2)

昭和三十八年度特別会計予算総則第十三条に基づく使用総調書

昭和三十八年度特別会計予算総則第十四条に基づく使用総調書(その2)

昭和三十八年度特別会計予算総則第十五条に基づく使用総調書

昭和三十八年度特別会計予算総則第十六条に基づく使用総調書

昭和三十八年度一般会計予備費使用総調書

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書

昭和三十八年度特別会計予算総則第十三条に基づく使用総調書

昭和三十八年度特別会計予算総則第十四条に基づく使用総調書

昭和三十八年度特別会計予算総則第十五条に基づく使用総調書

昭和三十八年度特別会計予算総則第十六条に基づく使用総調書

昭和三十九年度一般会計予備費使用総調書

昭和三十九年度特別会計予備費使用総調書

昭和三十九年度特別会計予算総則第十三条に基づく使用総調書

昭和三十九年度特別会計予算総則第十四条に基づく使用総調書

昭和三十九年度特別会計予算総則第十五条に基づく使用総調書

昭和三十九年度特別会計予算総則第十六条に基づく使用総調書

昭和四十年年度一般会計予備費使用総調書(その1)

昭和四十年年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和四十年年度特別会計予算総則第十一条に基づく使用総調書(その1)

(承諾を求めらるるの件)

産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

ベトナム問題の平和的解決に関する緊急質問(柳田秀一君提出)

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

昭和三十九年度一般会計予備費使用総調書

昭和三十九年度特別会計予備費使用総調書

昭和三十九年度特別会計予算総則第十三条に基づく使用総調書

昭和三十九年度特別会計予算総則第十四条に基づく使用総調書

昭和三十九年度特別会計予算総則第十五条に基づく使用総調書

昭和三十九年度特別会計予算総則第十六条に基づく使用総調書

昭和四十一年四月二十八日 衆議院會議録第四十六号 健康保険法等の一部を改正する法律案(参議院回付)

午後二時七分開議
○議長(山口喜久一郎君) これより会議を開きます。

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(山口喜久一郎君) おはかりいたします。参議院から、内閣提出、健康保険法等の一部を改正する法律案が回付されました。この際、議事日程に追加して右回付案を議題とするに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

(船員保険法の一部改正)

第二條 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項の表中 第二五級 七六、〇〇〇円 二、五三〇円 七四、〇〇〇円以上

第二五級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上
第二六級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円以上
第二七級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上
第二八級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円以上
第二九級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上
第三〇級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上

第四十一條第一項第一号中「最終標準報酬月額ニ應ジテ得タル金額」を「左ニ掲グル額ヲ合算シタル金額」に改め、同号に次のように加える。

イ 最終標準報酬月額ニ應ジテ得タル金額ニ應ジテ得タル額

ロ 三万円ト平均標準報酬月額ノ百分ノ百ニ相当スル額トフ合算シタル額に應ジテ得タル額

第四十一條ノ二第一項中「三級」を「五級」に改める。

第四十二條第一項中「障害年金ノ六年分」を「其ノ廃疾ニ付船員法ノ規定ニ依リ為スベキ災

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。健康保険法等の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

健康保険法等の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三條により回付する。

昭和四十一年四月二十八日 参議院議長 重宗 雄三 衆議院議長 山口喜久一郎殿

(修正に係る条文を掲ぐ。小字及び―は修正)

に改める。

害補償ノ額」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項ノ災害補償ノ額ニ相当スル金額ハ最終標準報酬月額ニ應ジテ得タル金額トス

第四十二條ノ二中「障害年金ノ六年分」を「其ノ廃疾ニ付船員法ノ規定ニ依リ為スベキ災害補償ノ額」に改め、同条に次の一項を加える。

前条第二項ノ規定ハ前項ノ災害補償ノ額ニ相当スル金額ノ算定ニ付之ヲ準用ス

第四十二條ノ三第三項中「障害年金ノ六年分」を「其ノ廃疾ニ付船員法ノ規定ニ依リ為スベキ災害補償ノ額」に改め、同条に次の一項を加える。

第四十二條第二項ノ規定ハ前項ノ災害補償ノ額ニ相当スル金額ノ算定ニ付之ヲ準用ス

第五十條ノ二第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二 前条第二号に該当スルニ因ルモノナルトキハ左ニ掲グル額ヲ合算シタル金額

イ 最終標準報酬月額ノ二月半分ニ相当スル額

ロ 七千五百円

ハ 平均標準報酬月額ノ百分ノ三十二ニ相当スル額

三 前条第三号ニ該当スルニ因ルモノナルトキハ左ニ掲グル額ヲ合算シタル金額

イ 最終標準報酬月額ノ五月分(職務上ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因リ死亡シタル場合ニ於テ当該疾病又ハ負傷ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日より起算シテ三年ヲ経過シタル後ニ死亡シタルトキハ最終標準報酬月額ノ二月半分)ニ相当スル額

ロ 一万五千元

ハ 平均標準報酬月額ノ百分ノ六十二ニ相当スル額

第五十條ノ二第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第二項を削り、同条に次の一項を加える。

遺族年金ノ額ハ前二項ノ規定ニ依リ計算シタル額六万円ニ滿タザルトキハ之ヲ六万円トス

第五十條ノ八第一号中「障害年金ノ六年分」を「其ノ廃疾ニ付船員法ノ規定ニ依リ為スベキ災害補償ノ額」に改め、同条に次の一項を加える。

第四十二條第二項ノ規定ハ前項第一号ノ災害補償ノ額ニ相当スル金額ノ算定ニ付之ヲ準用ス

第五十八條第一項中「家族葬祭料及之」及「家族葬祭料ニ要スル費用並ニ」に「相当スルモノニ要スル費用」を「対応スルモノニ要スル費用」に改める。

第五十九條第五項中「千分ノ百九十四」を「千分ノ二百三」に、「千分ノ百八十三」を「千分ノ百

九十二」に改める。

第六十條第一項中「百九十四分ノ六十五」を「二百三分ノ六十六・五」に、「百九十四分ノ百二十九」を「二百三分ノ百三十六・五」に、「百八十三分ノ五十九・五」を「百九十二分ノ六十」に、「百八十三分ノ百二十三・五」を「百九十二分ノ百三十一」に改める。

別表第一の表を次のように改める。

廃疾ノ程度	月数	率
一級	八・〇月	一・二五
二級	七・〇	
三級	六・五	
四級	六・〇	一・〇〇
五級	五・五	
六級	五・〇	
七級	四・二	〇・七五

別表第一ノ二の次に次の一表を加える。

別表第一ノ三	廃疾ノ程度	月数	率
一	級	四八月	
二	級	四二	
三	級	三九	
四	級	三六	
五	級	三三	
六	級	三〇	
七	級	二五	

別表第二の表を次のように改める。

一	二	三
級	級	級
一〇月	一五	一二
級	級	級

四	五	六	七
級	級	級	級
九	六	四	二
級	級	級	級

別表第四上欄中

一	二	三	四	五	六	七
一	二	三	四	五	六	七
一	二	三	四	五	六	七

一	二	三	四	五	六	七
一	二	三	四	五	六	七
一	二	三	四	五	六	七

同表の備考第二号中「万国式視力表」を「万国式試視力表」に改める。

別表第五上欄中

一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇

削り、「二級」を「一級」に、「三級」を「二級」に、「四級」を「三級」に、「五級」を「四級」に、「六級」を「五級」に、「七級」を「六級」に、「八級」を「七級」に改める。

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

○賛成者起立
○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、参議院の修正に同意するに決しました。

- 日程第一 地震保険に関する法律案(内閣提出)
- 日程第二 地震再保険特別会計法案(内閣提出)
- 公認会計士法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 海部俊樹君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、日程第一及び第二とともに、内閣提出、公認会計士法の一部を改正する法律案を追加して三案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(山口喜久一郎君) 海部俊樹君の動議に御異議はありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

- 日程第一、地震保険に関する法律案、日程第二、地震再保険特別会計法案、公認会計士法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。
- 右 地震保険に関する法律案
国会に提出する。
昭和四十一年二月十七日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

昭和四十一年四月二十八日 衆議院会議録第四十六号 健康保険法等の一部を改正する法律案(参議院回付) 地震保険に関する法律案外二案

地震保険に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、保険会社等が負う地震保険の普及を図り、もつて地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「保険会社等」とは、保険業法(昭和十四年法律第四十一号)第一条第一項若しくは外国保険事業者に関する法律(昭和二十四年法律第八十四号)第三条第一項の規定により損害保険事業を営むことにつき免許を受けた者又は他の法律に基づき火災に係る共済事業を行なう法人で大蔵大臣の指定するものをいう。

2 この法律において「地震保険契約」とは、次に掲げる要件を備える損害保険契約(火災に係る共済契約を含む。以下同じ。)をいう。

一 居住の用に供する建物又は生活用財産のみを保障の目的とする。

二 地震若しくは噴火又はこれらによる津波(以下「地震等」という。)を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による全損(経済的に全損と認められるものを含む。)のみをてん補すること。

三 特定の損害保険契約に附帯して締結されること。

四 保険金額は、附帯される損害保険契約の保険金額の百分の三十に相当する額(その額が政令で定める金額をこえるときは、当該金額)とすること。ただし、特別の事情があるときは、政令で定めるところにより、これに代わるべき金額とすることができる。

3 この法律において「保険」、「保険金」又は「保険責任」とあるのは、共済契約については、それぞれ「共済」、「共済金」又は「共済責任」と読み替へるものとする。

(政府の再保険)

第三条 政府は、地震保険契約によつて保険会社等が負う保険責任を再保険する保険会社等を相手方として、再保険契約を締結することができる。

2 前項の再保険契約は、契約の相手方ごとに、一回の地震等によりその相手方に係るすべての地震保険契約によつて支払われるべき保険金の合計額が政令で定める金額をこえる場合に、そのこえる金額につき政令で定める区分ごとの割合により支払うべきことを約するものとする。

3 一回の地震等により政府が支払うべき再保険金の総額は、毎年度、国会の議決を経た金額をこえない範囲内のものでなければならぬ。

4 七十二時間以内を生じた二以上の地震等は、一括して一回の地震等とみなす。ただし、被災地域が全く重複しない場合は、この限りでない。

(保険金の削減)

第四条 前条第一項の規定による政府の再保険契約に係るすべての地震保険契約によつて支払われるべき保険金の総額が、一回の地震等につき、当該再保険契約により保険会社等のすべてが負担することとなる金額と同条第三項の規定による政府の負担限度額との合計額をこえることとなる場合には、保険会社等は、政令で定めるところにより、その支払うべき保険金を削減することができる。

(保険料率及び再保険料率)

第五条 政府の再保険に係る地震保険契約の保険料率は、収支の償う範囲内においてできる限り低いものでなければならぬ。

2 政府の再保険事業に係る再保険料率は、長期的に再保険料収入が再保険金を償うように合理的に定めなければならない。

(審査の申立て)

第六条 保険会社等は、政府の再保険に関する事項につき不服があるときは、大蔵大臣に対し、審査を申し立てることができる。

2 前項の規定による審査の申立てがあつたときは、大蔵大臣は、地震保険審査会の審査を経て裁決する。

3 第一項の審査の申立ては、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

(地震保険審査会)

第七条 大蔵省に、附屬機関として、政令で定めるところにより、地震保険審査会を置くことができる。

2 地震保険審査会は、前条第二項の規定によりその権限に属する事項を処理するほか、再保険金を支払うべき事態が生じた場合において、大蔵大臣の諮問に応じ、当該再保険金の額及び第四条の保険金の削減に係る事項に關し調査審議する。

3 前二項に定めるもののほか、地震保険審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(国の措置)

第八条 政府は、地震保険契約による保険金の支払のため特に必要があるときは、保険会社等に對し、資金のあつせん又は融通に努めるものとする。

(報告及び検査)

第九条 大蔵大臣は、この法律に規定する政府の再保険事業の健全な経営を確保するため必要があると認めるときは、地震保険契約に係る事業を行なう保険会社等に対し、その事業に關し報告をさせ、又はその職員に当該保険会社等の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(実施規定)

第十条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、大蔵省令で定める。

(罰則)

第十一条 第九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 保険会社等の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその保険会社等の業務に關して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その保険会社等に対しても同項の刑を科する。

附則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 保険業法の一部を次のように改正する。
第十二条ノ三第一号中「又ハ自動車損害賠償保障法ノ規定ニ基ク自動車損害賠償責任保険事業」を、「自動車損害賠償責任保険事業」に改め、同条第二号中「及自動車損害賠償責任保険事業」を、「自動車損害賠償責任保険事業及地震保険契約ニ關スル事業」に改める。

3 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。
第四十条の二 地震再保険事業を行なうこと。
第十二条第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 地震再保険事業に關すること。
第十二条第二項中「並びに同項第八号」を、「同項第八号」に改め、「(検査部の所掌に属するものを除く。)」の下に「並びに同項第八号の二の事務」を加え、同条第三項中「第九号まで」を「第八号まで及び第九号」に改める。

理由
住宅等を対象とする地震保険の普及を図り、地震等による被災者の生活の安定に寄与するため、保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することができるとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地震再保険特別会計法案

右
国会に提出する。

昭和四十一年二月十七日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

地震再保険特別会計法

(設置)

第一条 地震保険に関する法律(昭和四十一年法律第 号)による地震再保険事業に関する政府の経理を明確にするため、地震再保険特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(管理)

第二条 この会計は、大蔵大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第三条 この会計においては、再保険料、次条第一項又は第二項の規定による一般会計からの繰入金、積立金からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金、第十四条第二項ただし書の規定による一時借入金の借換えによる収入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、再保険金、借入金の償還金及び利子、同項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金、一時借入金の利子、次条第三項の規定による一般会計への繰入金、事務取扱費並びにその他の諸費をもつてその歳出とする。

(一般会計からの繰入れ)

第四条 政府は、この会計の事務取扱費の財源に充てるため必要な金額を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に

繰り入れるものとする。

2 政府は、再保険金、この会計の負担に属する借入金の償還金及び利子、第十四条第二項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金又は一時借入金の利子の財源に充てるため、必要があるときは、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れることができる。

3 前項の規定による繰入金については、後日、この会計からその繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

(歳入歳出予定計算書の作成)

第五条 大蔵大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作成しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第六条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第七条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、次の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出予定計算書

二 前前年度の貸借対照表及び損益計算書

三 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

(責任準備金の積立て等)

第八条 この会計において、毎会計年度の利益の額が当該年度の損失及び第三項の規定により繰り越された損失の合計額をこえるときは、そのこえる額に相当する金額を責任準備金として積み立てなければならない。

2 この会計において、毎会計年度の利益の額が当該年度の損失の額に不足するときは、責任準備金をもつて補足するものとする。

3 前項の規定により責任準備金をもつて補足することができない損失の額は、損失の繰越しとして整理するものとする。

(剰余金の積立て等)

第九条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを積立金として積み立てなければならない。ただし、当該剰余金のうち、歳出予算の翌年度繰越額その他政令で定める額に相当する金額は、翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

2 前項の積立金は、この会計の歳出の財源に充てるため必要があるときは、この会計の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決定計算書の作成)

第十条 大蔵大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十一条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書並びに当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

(余裕金の預託)

第十二条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(借入金)

第十三条 この会計において、再保険金(次条第二項ただし書の規定により借り換えた一時借入金)その年度における再保険料、積立金からの受入金及び積立金から生ずる収入(次項において「再保険料等」という。)をもつて当該年度における再保険金を支弁するに不足するためその借換えが行なわれたものの償還金を含む。)を支

弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができる。

2 前項の規定により借入金をすることができる金額は、その借入れをする年度における再保険料等をもつて当該年度における再保険金を支弁するのに不足する金額を限度とする。

(一時借入金)

第十四条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、その不足する額を限度として、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰替使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。ただし、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一時借入金の借換えをすることができる。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十五条 この会計の負担に属する借入金及び一時借入金の償還金(前条第一項の規定による一時借入金の償還金を除く)及び利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(支出未済額の繰越し)

第十六条 この会計において、支払義務を生じた歳出金で、当該年度の出納の完了までに支出済みとならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定による繰越しをしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越しをしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合にお

いては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

(実施規定)

第十七条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
第一条中「資金運用部特別会計」の下に、「地震再保険特別会計」を加える。

理由

地震保険に関する法律の施行に伴い、地震再保険事業に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公認会計士法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十一年二月二十八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

公認会計士法の一部を改正する法律

第一条 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 公認会計士審査会」を「第五
章の二 監査法人」に改める。
章の二 日本公認会計士協会」
第一章に次の一項を加える。

3 この法律で「監査法人」とは、次条第一項の

業務を組織的に営むことを目的として、この法律の定めるところにより、公認会計士が共同して設立した法人をいう。

第二条第一項及び第二項中「求」を「求め」に改め、同条第三項中「他の公認会計士」の下に「又は監査法人」を加える。

第三条第一項中「公認会計士」の下に「又は監査法人」を加え、同条第二項中「求」を「求め」に改める。

第十条第二項中「公認会計士」の下に「若しくは監査法人」を加える。

第十一条第一号中「公認会計士」の下に「又は監査法人」を加える。

第十三条第一項中「第一次試験」を「公認会計士試験の各試験」に、「五百円、第二次試験又は第三次試験を受けようとする者は、千円を、受験手数料として」を「当該試験の種類ごとに実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を」に改める。

第三十条に次の一項を加える。

3 監査法人が虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合において、当該証明に係る業務を執行した社員である公認会計士に故意又は相当の注意を怠つた事実があるときは、当該公認会計士について前二項の規定を準用する。

第三十三条第一項中「前条第二項」の下に「(第四十六条の十第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同項に次の一号を加える。

四 事件に係る事務所その他の場所に立ち入り、事件に係る帳簿書類その他の物件を検査すること。

第三十四条の次に次の一章を加える。

第五章の二 監査法人
(設立)

第三十四条の二 公認会計士(外国公認会計士を含む。以下この章及び第六章の二において同じ。は、この章の定めるところにより、監

査法人を設立することができる。

(名称)
第三十四条の三 監査法人は、その名称中に監査法人という文字を使用しなければならない。

(要件)
第三十四条の四 監査法人は、次に掲げる要件を備えなければならない。

一 社員は、公認会計士のみであること。

二 社員の数は、五人以上であること。

三 社員は、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負うこと。

四 社員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 第三十条又は第三十一条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

ロ 第三十四条の二十一の規定により監査法人が設立の認可を取り消され、又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日以前三十日以内にその社員であつた者でその処分の日から三年(業務の停止を命ぜられた場合にあつては、当該業務の停止の期間)を経過しないもの

五 業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び施設を有すること。

(業務の範囲)
第三十四条の五 監査法人は、第二条第一項の業務を行なうほか、その業務に支障のない限り、定款で定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行なうことができる。

一 第二条第二項の業務

二 会計士補又は会計士補となる資格を有する者に対する実務補習

(登記)
第三十四条の六 監査法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない

事項は、登記の後でなければ、これをもちて第三者に対抗することができない。

(設立の手続)
第三十四条の七 監査法人を設立するには、その社員にならうとする公認会計士が、共同して定款を定め、大蔵省令で定める手続に従い、その設立につき大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 社員の氏名及び住所

五 社員の出資に関する事項

六 業務の執行に関する事項
(認可)

第三十四条の八 大蔵大臣は、前条第一項に規定する認可の申請があつたときは、その申請に係る監査法人が第三十四条の四各号に掲げる要件を備えているかどうか並びに設立の手續及び定款の内容が法令の規定に違反していないかどうかを審査したうえで、その認可をしなければならない。

(成立の時期)
第三十四条の九 監査法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(定款の変更)
第三十四条の十 定款の変更は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 第三十四条の八の規定は、定款の変更の認可について準用する。

(特定の事項についての業務の制限)
第三十四条の十一 監査法人は、財務書類のうち、次の各号の一に該当するものについては、第二条第一項の業務を行なつてはならない。

一

一 監査法人が株式を所有し、又は出資して
いる会社その他の者の財務書類

二 前号に定めるもののほか、監査法人又は
その社員が著しい利害関係を有し、又は過
去一年以内に著しい利害関係を有した会社
その他の者の財務書類

2 前項第二号の著しい利害関係とは、監査法
人又はその社員が会社その他の者と間にそ
の者の営業、経理その他に關して有する関係
で、大蔵大臣が監査法人の行なう第二條第一
項の業務の公正を確保するため必要かつ適当
と認めて大蔵省令で定めるものをいう。

3 監査法人の社員のうち会社その他の者と第
二十四條に規定する関係を有する者は、当該
監査法人が行なう第二條第一項の業務で当該
会社その他の者の財務書類に係るものには関
与してはならない。

(監査又は証明の業務の執行方法)

第三十四條の十二 監査法人は、その社員以外
の者に監査又は証明の業務を行なわせてはな
らない。

2 監査法人が会社その他の者の財務書類につ
いて証明をする場合には、当該証明に係る業
務を執行した社員は、当該証明書にその資格
を表示して自署し、かつ、自己の印を押さな
ければならない。

3 第二十五條の規定は、監査法人が会社その
他の者の財務書類について証明をする場合に
準用する。

(広告事項の制限)

第三十四條の十三 監査法人は、その名称、事
務所の所在地、社員の氏名その他大蔵省令で
定める事項以外の事項を広告してはならな
い。

(社員の競業の禁止)

第三十四條の十四 監査法人の社員は、自己若
しくは第三者のためにその監査法人の業務の
範圍に屬する業務を行ない、又は他の監査法

人の社員となつてはならない。

(会計年度)

第三十四條の十五 監査法人の会計年度は、毎
年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終
わるものとする。

(財務諸表等の作成及び提出)

第三十四條の十六 監査法人は、毎会計年度経
過後二月以内に、貸借対照表及び損益計算書
並びに業務の概況その他大蔵省令で定める事
項を記載した業務報告書を作成し、これらの
書類を大蔵大臣に提出しなければならない。

(法定脱退)

第三十四條の十七 監査法人の社員は、次に掲
げる理由によつて脱退する。

一 公認会計士の登録の抹消
二 定款に定める理由の発生
三 総社員の同意
四 除名

(解散)

第三十四條の十八 監査法人は、次に掲げる理
由によつて解散する。

一 定款に定める理由の発生
二 総社員の同意
三 他の監査法人との合併
四 破産
五 設立の認可の取消し

2 前項第二号に掲げる理由による解散は、大
蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生
じない。

3 清算人は、第一項第一号に掲げる理由によ
り監査法人が解散した場合には、遅滞なく、
その旨を大蔵大臣に届け出なければならな
い。

(合併)

第三十四條の十九 監査法人は、総社員の同意
があるときは、他の監査法人と合併すること
ができる。

2 合併は、大蔵大臣の認可を受けなければ、

その効力を生じない。

3 合併は、合併後存続する監査法人又は合併
によつて設立した監査法人が、その主たる事
務所の所在地において登記をすることによつ
て、その効力を生ずる。

(要件を欠いたことによる設立の認可の取消
し)

第三十四條の二十 大蔵大臣は、監査法人が第
三十四條の四各号の一に掲げる要件を欠くこ
となつたときは、その設立の認可を取り消
すことができる。

(虚偽又は不当の証明等についての処分)

第三十四條の二十一 大蔵大臣は、監査法人が
次の各号の一に該当するときは、その監査法
人に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間
を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命
じ、又は設立の認可を取り消すことができ
る。

一 社員の故意により、虚偽、錯誤又は脱漏
のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のな
いものとして証明したとき。

二 社員が相當の注意を怠つたことにより、
重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類
を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものと
して証明したとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令
に違反し、又は運営が著しく不当と認めら
れるとき。

2 第三十二條から第三十四條までの規定は、
前項の処分について準用する。

3 第一項の規定は、同項の規定により監査法
人を処分する場合において、当該監査法人の
社員につき第三十條又は第三十一條に該当す
る事実があるときは、その社員である公認会
計士に対し、懲戒の処分をあわせて行なうこ
とを妨げるものと解してはならない。

(民法の準用等)

第三十四條の二十二 民法(明治二十九年法律
第八十九号)第五十條、第五十五條及び第
八十一條から第八十三條まで並びに非訟事件
手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五
條第二項、第二十六條、第三十六條から第三
十七條まで、第三十八條及び第三十九條、第
四十條の規定は、監査法人について準用する。

2 商法(明治三十二年法律第四十八号)第六十
八條、第六十九條、第七十二條、第七十三條、
第七十四條第二項及び第三項並びに第七十五
條の規定は、監査法人の内部の關係について
準用する。この場合において、同法第七十四
條第二項中「前項」とあるのは、「公認会計士法
第三十四條の十四」と読み替へるものとする。

3 商法第七十六條から第八十三條までの規定
は、監査法人の外部の關係について準用する。

4 商法第八十四條、第八十六條第一項及び第
二項(除名及び代表権の喪失に關する部分に
限る)並びに第八十七條から第九十三條まで
の規定は、監査法人の社員の脱退について準
用する。この場合において、同法第八十六條
第一項第二号中「第七十四條第一項」とある
のは、「公認会計士法第三十四條の十四」と読
み替へるものとする。

5 商法第九十條及び第九十三條の規定は、監査法
人の合併について準用する。この場合におい
て、同法第九十條第一項中「合併ノ決議ノ日」と
あるのは、「合併ノ認可アリタルトキハソノ
認可ノ通知アリタル日」と読み替へるものと
する。

6 商法第九十六條から第九十九條まで、第百
二十條から第二百二十二條まで、第二百二十四條
第一項及び第二項、第二百二十五條、第二百二十
六條、第二百二十八條から第二百三十三條まで、
第二百三十四條ノ二、第二百三十五條並びに第百
四十三條から第四十五條までの規定は、監
査法人の清算について準用する。この場合に
おいて、同法第一百七條第二項及び第二百二十

二条中「第九十四条第四号又ハ第六号」とあるのは、「公認会計士法第三十四条の十八第一項第五号」と読み替へるものとする。

7 破産法(大正十一年法律第七十一号)第百二十七条の規定の適用については、監査法人は、合名会社とみなす。

第三十五条中「重要事項並びに重要事項」に改め、「懲戒処分」の下に「並びに監査法人に対する処分」を加える。

第四十一条中「理財局」を「証券局」に改める。第四十三条から第四十六条までを削り、第四十二条の次に次の一章を加える。

第六章の二 日本公認会計士協会
(設立、目的及び法人格)

第四十三条 公認会計士は、この法律の定めるところにより、全国を通じて一箇の日本公認会計士協会(以下「協会」という。)を設立しなければならない。

2 協会は、公認会計士の品位を保持し、第二条第一項の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行なうことを目的とする。

3 協会は、法人とする。

(会則)

第四十四条 協会は、会則を定め、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 名称及び事務所の所在地
- 二 入会及び退会に関する規定
- 三 会員の種別及びその権利義務に関する規定
- 四 役員に関する規定
- 五 会議に関する規定
- 六 支部に関する規定
- 七 会員の品位保持に関する規定
- 八 会員の受ける報酬に関する標準を示す規定
- 九 会員の研修に関する規定
- 十 会計士補又は会計士補となる資格を有する者の実務補習に関する規定

十一 会員の業務に関する紛議の調停に関する規定

十二 会費に関する規定

十三 会計及び資産に関する規定

十四 事務局に関する規定

2 会則の変更は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(支部)

第四十五条 協会は、その目的を達成するため必要があるときは、支部を設けることができる。

(登記)

第四十六条 協会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(入会及び退会)

第四十六条の二 公認会計士及び監査法人は、当然、協会の会員となり、公認会計士がその登録を抹消されたとき及び監査法人が解散したときは、当然、協会を退会する。

2 会計士補は、会則の定めるところにより、協会の会員となることができる。

(会則を守る義務)

第四十六条の三 会員は、協会の会則を守らなければならない。

(役員)

第四十六条の四 協会は、会長、副会長その他会則で定める役員を置く。

2 会長は、協会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行なう。

(総会)

第四十六条の五 協会は、毎年、定期総会を開

かなければならない。

2 協会は、必要と認める場合には、臨時総会を開くことができる。

(総会の決議を必要とする事項)

第四十六条の六 協会の会則の変更、予算及び決算は、総会の決議を経なければならない。

(総会の決議等の報告)

第四十六条の七 協会は、総会の決議並びに役員の見任及び退任を大蔵大臣に報告しなければならない。

(紛議の調停)

第四十六条の八 協会は、会員の業務に関する紛議につき、会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

(建議及び答申)

第四十六条の九 協会は、公認会計士に係る業務又は制度について、官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。

(懲戒事由に該当する事実の報告)

第四十六条の十 協会は、その会員に第三十条、第三十一条又は第三十四条の二十一の規定に該当する事実があると認めるときは、大蔵大臣に対し、その事実を報告するものとする。

2 第三十二条第二項の規定は、前項の報告があつた場合について準用する。

(報告及び検査)

第四十六条の十一 大蔵大臣は、協会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、協会に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に協会の事務所に入り入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(総会の決議の取消し及び役員の見任)

第四十六条の十二 大蔵大臣は、協会の総会の決議又は役員の見任が法令又は協会の会則に違反し、その他公益を害するときは、総会の決議の取消し又は役員の見任を命ずることができる。

(民法の準用)

第四十六条の十三 民法第四十四条、第五十条及び第五十五条の規定は、協会について準用する。

第四十七条中「又は外国公認会計士」を、外国公認会計士又は監査法人に改める。

第四十七条の二中「公認会計士」の下に「又は監査法人」を加え、「求」を「求め」に改める。

第四十八条の次に次の一条を加える。

第四十八条の二 監査法人でない者は、その名称中に監査法人又は監査法人と誤認させるような文字を使用してはならない。

2 協会でない者は、協会の名称又は協会と誤認させるような名称を使用してはならない。

第四十九条中「公認会計士」の下に「又は監査法人」を加え、第七章中同条の次に次の二条を加える。

(公認会計士の使用人等の秘密を守る義務)

第四十九条の二 公認会計士、会計士補、外国公認会計士若しくは監査法人の使用人その他の従業者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、第二条第一項又は第二項の業務を補助したことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は利用してはならない。

(報告等の徴取)

第四十九条の三 大蔵大臣は、第二条第一項又は第二項の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、公認会計士、会計士補、外国公認会計士又は監査法人に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告等の徴取)

第四十九条の三 大蔵大臣は、第二条第一項又は第二項の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、公認会計士、会計士補、外国公認会計士又は監査法人に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五十一条を次のように改める。
第五十一条 偽りその他不正の手段により公認

会計士、会計士補又は外国公認会計士の登録を受けた者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第五十二条第一項中「場合を含む。」の下に「又は第四十九条の二を加える。」

第五十三条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第四十八条第一項又は第二項の規定に違反した者

二 第四十八条の二第一項又は第二項の規定に違反した者

第五十三条第二項中「前項の下に「第一号」を加え、同条の次に次の二条を加える。」

第五十三条の二 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第四十六条の十一第一項又は第四十九条の三の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二 第四十六条の十一第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第五十三条の三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十条、第五十三条第一項第二号又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を課する。

第五十四条第二号中「第四十八条」の下に「第一項又は第二項」を加える。

第五十五条中「第十六条の二第四項」の下に「及び第三十四条の二十一第二項」を加え、同条に次の一号を加える。

四 第三十三条第一項第四号の規定(第十六条の二第四項及び第三十四条の二十一第二

項)において準用する場合を含む。による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

本則中第五十五条の次に次の一条を加える。
第五十五条の二 次の各号の一に該当する場合においては、監査法人の社員若しくは清算人又は協会の役員は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

二 第三十四条の十六の規定に違反して書類の提出を怠り、又はこれに虚偽の記載をして提出したとき。

三 第三十四条の二十二第一項において準用する民法第八十一条の規定に違反して破産の宣告の請求を怠つたとき。

四 第三十四条の二十二第五項において準用する商法第百条第一項又は第三項(同法第百七条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して合併し、又は財産を処分したとき。

五 第三十四条の二十二第六項において準用する商法第百三十一条の規定に違反して財産を分配したとき。

第六十三条第三項中「並びに第四十九条」を「、第四十九条並びに第四十九条の三」に改め、同条第十項に次の一号を加える。

四 第三項において準用する第三十三条第一項第四号の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二条 公認会計士法の一部を次のように改正する。

第十六条の二第一項中「大蔵省に備える」を「日本公認会計士協会による」に、「に登録」を「への登録」に改め、同条第三項中「大蔵大臣」を「日本公認会計士協会」に改め、同条第四項中「第十九条の下に」、第十九条の二を加える。

第十八条中「及び会計士補名簿は、大蔵省」を「、会計士補名簿及び外国公認会計士名簿は、

日本公認会計士協会」に改める。
第十九条第一項中「大蔵大臣」を「日本公認会計士協会」に改め、同条第三項中「大蔵大臣は、前二項の規定により書類」を「日本公認会計士協会は、第一項の規定により登録申請書」に、「場合」を「場合において、登録を受けようとする者が公認会計士又は会計士補となることのできる者であると認めるときは」、「登録をしない者」を「認めるときは」、「登録をしない」と改め、同条に次の一項を加える。

4 日本公認会計士協会は、前項の規定により登録を拒否するときは、その理由を附記した書面によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。

第十九条の次に次の一条を加える。
(登録を拒否された場合の審査請求)

第十九条の二 前条第三項の規定により登録を拒否された者は、当該処分不服があるときは、大蔵大臣に対して、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

2 前条第一項の規定により登録申請書を提出した者は、当該申請書を提出した日から三月を経過しても当該申請に対してなんらの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、大蔵大臣に対して、前項の審査請求をすることができる。

3 前二項の規定による審査請求が理由があるときは、大蔵大臣は、日本公認会計士協会に対し、相当の処分をすべき旨を命じなければならない。

第二十一条中「大蔵大臣」を「日本公認会計士協会」に改める。
第二十一条の次に次の一条を加える。

(登録及び登録の抹消の公告)
第二十一条の二 日本公認会計士協会は、公認会計士、会計士補又は外国公認会計士の登録をしたとき及び当該登録を抹消したときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。

第四十三条第二項中「事務」の下に「を行ない、並びに公認会計士及び会計士補の登録に関する事務」を加える。

第四十四条第一項中第十四号を第十六号とし、第七号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

七 公認会計士及び会計士補の登録に関する規定

八 資格審査会に関する規定

第四十六条の十三を第四十六条の十四とし、第四十六条の十二を第四十六条の十三とし、第四十六条の十一を第四十六条の十二とし、第四十六条の十の次に次の一条を加える。

(資格審査会)
第四十六条の十一 協会に、資格審査会を置く。

2 資格審査会は、協会の請求により、第十九条第三項の規定による登録の拒否につき必要な審査を行なうものとする。

3 資格審査会は、会長及び委員四人をもつて組織する。

4 会長は、協会の会長をもつてこれに充てらる。

5 委員は、会長が大蔵大臣の承認を受けて、公認会計士、公認会計士に係る行政事務に従事する大蔵省の職員及び学識経験者のうちから委嘱する。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に規定するもののほか、資格審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で

定める。

第五十三条の二中「第四十六条の十一」を「第四十六条の十二」に改める。

第六十三条第三項中「第十九条の下に」、第二十条、第二十一条、第二十二条を、「とあるのは、「計理士」との下に」、「日本公認会計士協会」とあるのは、「大蔵大臣」とを加える。

附則

(施行期日)

1 この法律中第一条及び次項から附則第二十一項までの規定は公布の日から起算して十日を経過した日から、第二条及び附則第二十二項から第二十五項までの規定は公布の日から起算して九月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

(協会の設立に関する経過措置)

2 日本公認会計士協会(以下「協会」という。)を設立しようとするときは、三十人以上の公認会計士及び外国公認会計士が設立委員となり、設立に關する事務を行なわなければならない。

3 設立委員は、第一条の規定の施行の日から五月以内に、協会の会則を定め、設立総会の議を経て、当該会則について大蔵大臣の認可を受けなければならない。

4 設立委員が設立総会を招集しようとするときは、その日時及び場所並びに会議の目的となる事項を、会日の二週間前までに、公認会計士及び外国公認会計士に書面で通知するとともに、大蔵大臣に報告しなければならない。

5 設立総会は、公認会計士法第四十六条の四の規定による会長及び副会長となるべき者を選任しなければならない。

6 設立総会の議決は、公認会計士及び外国公認会計士の二分の一以上が出席し、その出席者の三分の二以上の多数によらなければならない。

7 設立委員は、附則第三項の認可があつたときは、遅滞なく、その事務を附則第五項の規定により選任された会長となるべき者に引き継がなければならない。

ければならない。

8 附則第五項の規定により選任された会長となるべき者は、前項の規定により事務を引き継いだときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、協会の主たる事務所所在地において設立の登記をしなければならない。

9 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

10 この法律に規定するもののほか、協会の設立に關し必要な事項は、政令で定める。

11 昭和二十八年四月一日に設立された社団法人日本公認会計士協会は、定款で定めるところにより、設立委員に対して、協会においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができ。

12 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、大蔵大臣の認可を申請しなければならない。

13 前項の認可があつたときは、社団法人日本公認会計士協会の一切の権利及び義務は、協会の成立の時に對して協会に承継されるものとし、社団法人日本公認会計士協会は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に關する規定は、適用しない。

14 社団法人日本公認会計士協会の解散の登記に關し必要な事項は、政令で定める。

(登録税法の一部改正)
15 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「税理士会」を「日本公認会計士協会、税理士会」に、「税理士法」を「公認会計士法、税理士法」に改める。

16 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第九十三條の二第一項中「公認会計士」の下に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第三十三号)第十六條の二第三項に規定する外国公認会計士

を含む。以下この条において同じ。)又は監査法人」を加え、同条第二項中「公認会計士」の下に「若しくは監査法人」を加え、「(昭和二十三年法律第三十三号)を削り、「第二十四条」の下に「若しくは第三十四条の十一第一項」を加え、同条第三項中「公認会計士」を削り、同条第四項中「公認会計士」の下に「又は監査法人」を加え、同条第五項中「公認会計士」の下に「又は監査法人」を、「第三十条」の下に「又は第三十四条の二十一第一項第一号若しくは第二号」を、「当該公認会計士」の下に「又は監査法人」を加える。

(大蔵省設置法の一部改正)
17 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第五十三号及び第十條の二第九号中「監督」の下に「並びに監査法人及び日本公認会計士協会の監督」を加える。

(地方税法の一部改正)
18 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第二号中「弁理士会」の下に「日本公認会計士協会」を加える。

(税理士法の一部改正)
19 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中又は「計理士」を、「計理士又は監査法人」に改める。

第九条第一項中「五百円を受験手数料として」を「実費を勘案して政令で定める額を受験手数料を」に改める。

(所得税法の一部改正)
20 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中日本原子力船開発事業団の項の次に次のように加える。

日本公認会計士協会 (昭和二十三年法律第三十三号)

(法人税法の一部改正)
21 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中日本原子力船開発事業団の項の次に次のように加える。

日本公認会計士協会 (昭和二十三年法律第三十三号)

(協会への登録事務の委譲に關する経過措置)
22 第二条の規定による改正前の公認会計士法(以下「旧法」という。)の規定により大蔵大臣に提出された登録申請書その他の書類でまだその登録がされていないものは、その提出の日において同条の規定による改正後の公認会計士法(以下「新法」という。)の規定により協会に提出されたものとみなす。

23 旧法の規定により公認会計士名簿、会計士補名簿又は外国公認会計士名簿にされた登録は、その登録の日において、それぞれ新法の規定によりこれらの名簿にされた登録とみなす。

24 大蔵大臣は、第二条の規定の施行の日において、大蔵省に備えた公認会計士名簿、会計士補名簿及び外国公認会計士名簿その他公認会計士、会計士補及び外国公認会計士の登録に關する書類を協会に引き継がなければならない。

(大蔵省設置法の一部改正)
25 大蔵省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第五十三号中「の登録及び監督並びに監査法人」を、「監査法人」に改める。

第十条の二第九号を次のように改める。

九 公認会計士、会計士補、監査法人及び日本公認会計士協会の監督並びに計理士の登録及び監督を行なうこと。

理由
公認会計士業務の公共性とその最近における実

情とにかんがみ、公認会計士の業務の改善進歩と地位の向上を図り、及び監査体制の整備に資するため、日本公認会計士協会を設立することとする。同時に、監査証明業務を組織的に執行する監査法人の制度を設けることとし、あわせて所要の規定の整備を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長三池信君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔三池信君登壇〕

○三池信君 たいだいま議題となりました三法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

初めに、地震保険に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、住宅等を対象とする地震保険の普及をはかり、地震等による被災者の生活の安定に寄与するため、地震保険制度を確立しようとするものであります。その内容の概略を申し上げます。

まず第一に、政府は、一定の要件を備える地震保険契約を民間の保険会社等が締結したときは、これを再保険できることとしております。

再保険の方式といたしましては、いわゆる超過損害額再保険方式によることとし、一定額以下の保険金支払いは民間保険会社等の負担とし、これをこえる部分について政府が再保険することといたしております。なお、一回の地震等について政府が支払うべき再保険金の総額は、毎年度国会の議決を経た金額の範囲内といたしております。

次に、民間保険会社等が引き受ける一定の要件を備えた地震保険とは、住宅または家財を対象とし、地震、噴火、またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊、埋没または流失を保障事故とし、それによる全損をてん補するものでありまして、特定の損害保険契約に付帯して契約され、保険金額は、その主契約の百分の三十に相当する額を原則といたしております。

なお、保険金額は、住宅については九十万円、家財については六十万円、合計百五十万円を支払う限度とし、一方、異常巨大な地震災害が発生した場合で、支払うべき保険金総額が、民間の負担限度と政府の負担限度との合計額三千億円をこえるときは、保険金が削減されることといたしております。

次に、地震再保険特別会計法案について申し上げます。

この法律案は、地震再保険事業に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理しようとするものでありまして、その内容は、

まず第一に、この会計は、再保険料、積み立て金からの受け入れ金、借り入れ金、または一般会計からの繰り入れ金等をもってその歳入とし、他方、再保険金、借り入れ金等の償還金及び利子、事務取り扱い費、一般会計への繰り入れ金等をもって歳出といたしております。

第二に、この会計において再保険金を支弁するため必要があるときは、その年度の再保険料等の収入が再保険金額に不足する金額を限度として、借り入れ金をすることができるといたしております。

第三に、再保険金または借り入れ金の償還金及び利子の財源等に充てるため必要があるときは、一般会計から繰り入れることができることといたしております。

第四に、この会計の事務取り扱い費の財源は、毎年度一般会計から繰り入れるものとしております。

第五に、この会計の決算上の剰余金は、これを積み立て金として積み立て、将来この会計の歳出の財源に充てる必要が生じたときは、この会計の歳入に繰り入れて使用することができることといたしております。

以上、両法律案につきましては、参考人より意見を聴取する等、慎重審査の結果、二月二十六日、質疑を終了いたしました。両案に対して西岡武夫君外三十八名より、自民、社会、民社の三党共同提案にかかる修正案がそれぞれ提出されました。

修正案の内容は、原案において施行期日が「昭和四十一年四月一日」からと定められておりましたのを、「公布の日」から等に改めようとするものであります。

次いで、採決いたしましたところ、両案に対する修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、よって両案は修正議決となりました。

なお、地震保険に関する法律案に対しては、堀昌雄君外三十八名提出の三党共同提案にかかる次の附帯決議を付することに決しました。すなわち、

- 一、政府は、保険事業の現状にかんがみ、次の諸点を検討し速やかに措置すべきである。
- 二、地震保険のてん補範囲に分損を加えること。
- 三、保険料を一層低率とすること、殊に地震保険について考えること。
- 四、三、保険事業に関する税制について再検討を行ない一般企業との均衡を考慮すること。
- 四、火災共済協同組合が、可及的速やかに地震保険業務を営み得るよう適切な行政指導をはかること。
- 五、地震保険については施行後の推移を考慮し適切な運用改善をはかること。

この協会は、会員の指導、連絡及び監督に関する事項並びに公認会計士等の登録に関する事務を行なうことを目的とし、また、監査証明業務に関する紛議の調停、公認会計士制度に関する建議、答申等を行なうことができることとしております。

第二は、企業の経営規模の拡大及び経営の多角化に対応して、複数の公認会計士による組織的な監査を推進するため、監査法人の制度を設けることといたしております。

監査法人は、五人以上の公認会計士を社員とする等、一定の要件を備えることを要し、その設立にあたっては大蔵大臣の認可を受けることといたしております。

この法律案につきましては、審査の結果、本日、質疑を終了し、直ちに採決を行いましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決となりました。

なお、本案に対しては、谷川和穂君外三十八名提出の、自民、社会、民社三党共同提案にかかる附帯決議の付することに決しました。

附帯決議の内容は、日本公認会計士協会への全員の加入が円滑に行なわれるよう配慮すること、広く会計経理の適正化をはかる見地から、監査対象の拡大を検討すること、立ち入り検査権の行使は具体的事実が明らかである場合に限ること、公認会計士制度が一そり社会の要請にこたえるよ

昭和四十一年四月二十八日 衆議院會議録第四十六号

地震再保険特別会計法案に対する修正案(委員修正) 航空業務に関する日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件

う、商法、証券取引法、税法、企業会計原則等につき引き続き検討を行なうこと、公認会計士の自主的な組織と運営が確立されるよう指導すべきこと、という趣旨のものであります。

〔参照〕

地震再保険に関する法律案に対する修正案(委員修正)

地震再保険特別会計法案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和四十一年四月一日」を「公布の日」に改める。

地震再保険特別会計法案に対する修正案(委員修正)

地震再保険特別会計法案の一部を次のように修正する。

附則第一項を次のように改める。

1 この法律は、地震再保険に関する法律の施行の日から施行し、昭和四十一年度の予算から適用する。

○議長(山口喜久一郎君) 三案を一括して採決いたします。

三案中、日程第一及び第二の委員長の報告はいずれも修正、他の一案の委員長の報告は可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、三案とも委員長報告のとおり決しました。

日程第三 航空業務に関する日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件

○議長(山口喜久一郎君) 日程第三、航空業務に関する日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件を議題といたします。

航空業務に関する日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件

右の件を議題といたします。

国会に提出する。

昭和四十一年三月十五日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

航空業務に関する日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件

航空業務に関する日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件

理由

政府は、日本国とソヴェト社会主義共和国連邦との間の航空業務を開設するため、昭和四十一年一月二十一日にモスクワにおいて、航空業務に関する日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の協定に署名した。よって、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

航空業務に関する日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の協定

日本国政府及びソヴェト社会主義共和国連邦政府は、

それぞれの領域の間の及びその領域をこえての航空業務を開設するために協定を締結することを希望して、

第一条

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、
(a) 「航空当局」とは、日本国にあつては運輸大臣及び同大臣が遂行している民間航空に関する任務又はこれに類似する任務を遂行する権限を有する人又は機関をいい、ソヴェト社

会主義共和国連邦にあつては民間航空大臣及び同大臣が遂行している民間航空に関する任務又はこれに類似する任務を遂行する権限を有する人又は機関をいう。

(b) 「指定航空企業」とは、締約国により、この協定の附属書Iに掲げる路線(以下「特定路線」という。)における国際航空業務の運営のために指定された航空企業をいう。

(c) 「航空業務」とは、旅客、貨物及び郵便物の公衆用の運送のために航空機で行なう定期航空業務をいう。

(d) 「国際航空業務」とは、二以上の国の領域上の空間にわたつて行なう航空業務をいう。

(e) 「運輸以外の目的での着陸」とは、旅客、貨物又は郵便物の積込み又は積卸し以外の目的で着陸することをいう。

(f) 「附属書I及び附属書II」とは、この協定の附属書I及び附属書II又は第十八条2の規定に従つて改正される同附属書I及び同附属書IIをいう。

2 附属書は、この協定の不可分の一部をなすものとし、「協定」といときは、別段の定めがある場合を除くほか、附属書I及び附属書IIを含むものとする。

第二条

1 各締約国は、他方の締約国に対し、特定路線における国際航空業務(以下「協定業務」という。)の運営のため、この協定で定める権利を許す。

2 各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、協定業務を運営する間、次の特権を享有する。

(a) 他方の締約国が指定するその領域内の空港に運輸以外の目的で着陸する特権

(b) 国際運輸の対象たる旅客、貨物及び郵便物の積卸し及び積込みのため、当該特定路線について附属書Iで定める他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権

第三条

1 いずれの特定路線における国際航空業務も、一方の締約国が当該路線について航空企業を指定し、かつ、その航空企業が他方の締約国により適当な運営許可を与えられた後、即時又は後日開始することができる。この運営許可は、遅滞なく与えられなければならない。

2 運輸に関する技術的及び商業的事項、特に時間表、決済手続及び地上における航空機のための技術的業務は、指定航空企業間の商業上の取極によつて定められるものとする。この商業上の取極は、必要な場合には、両締約国の権限のある当局によつて承認されなければならない。

3 一方の締約国の航空当局は、1に規定する運営許可を与えるにあたり、他方の締約国の指定航空企業が、当該航空当局により国際航空業務の運営に通常かつ合理的に適用される法令で定める要件を満たすものである旨を立証することをも、その指定航空企業に要求することができる。

4 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業の航空機が自国の領域内において飛行すべき航空路を決定する。

5 いずれか一方の締約国は、このようにして決定された航空路に満足しないときは、いずれの締約国の指定航空企業による協定業務をも停止する権利を有する。

第四条

締約国は、協定業務の安全かつ効果的な運営を確保するため、附属書IIに定めるすべての必要な措置を執らなければならない。

第五条

1 一方の締約国の法令であつて、国際航空に従事する航空機の当該締約国の領域への入国若しくはそこから出国又は当該領域内にある間の当該航空機の運航及び航行に関するものは、他方の締約国の指定航空企業の航空機に適用されるものとする。

2 一方の締約国の法令であつて、航空機の旅客、乗組員、貨物及び郵便物の当該締約国の領

域への入国及びそこからの出国に関するもの、特に上陸許可、放券、税関、通貨及び検疫に関するものは、当該締約国の領域への入国及びそこからの出国の際、又は当該領域内にある間、他方の締約国の指定航空企業の航空機の旅客、乗組員、貨物及び郵便物に適用されるものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国の指定航空企業の乗組員が協定業務に従事するにあたり他方の締約国への入国につき査証を必要とする場合には、その査証は、少なくとも六箇月の期間有効とし、両締約国が合意する数についてあらかじめ与えられなければならない。この査証は、その有効期間中、その査証を与えた締約国の領域へのいかなる回数の入国及びそこから出た回数の出国についても有効なものではない。

4 一方の締約国の指定航空企業の乗組員は、協定業務に従事するにあたり、他方の締約国の領域内に一時的に滞在することができ、その乗組員は、職務上又は病氣により必要とされる滞在の場合を除くほか、到着した便又は次の便で出国しなければならない。

5 各締約国は、この条に規定する関係法令の写しを他方の締約国に提供しなければならない。

第六条

1 各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国又はその国民(法人を含む。)に属していないと認められた場合には、第二条2に定める特権を当該航空企業に關して一時的に停止し、又は取り消す権利を留保する。

2 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が第二条2に掲げる特権を許す締約国の第五条1及び2に掲げる法令を遵守しなかつた場合又はこの協定で定める条件に従つて運営しなかつた場合には、当該航空企業による前記の特権の行使を停止する権利又は当該航空企業による

それらの特権の行使に対し必要と認める条件を課する権利を留保する。ただし、重ねて法令の違反が生ずることを防止するため又は航行の安全上の理由により即時に停止し又は条件を課するやむを得ない必要がある場合を除くほか、この権利は、他方の締約国と事前に協議した後でなければ行使することができない。

第七条

1 各締約国の指定航空企業が協定業務において提供する運航回数、使用する航空機の機種その他の輸送力に関する基本的な事項については、両締約国の航空当局間の合意により決定するものとする。

2 一方の締約国の指定航空企業により特定路線において行なわれる臨時の飛行は、当該指定航空企業が他方の締約国の航空当局に対して提出する許可申請により実施することができる。前記の臨時の飛行を実施する手続は、両締約国の航空当局間の合意により決定されるものとする。

第八条

1 各締約国の指定航空企業は、協定業務から得た取入を、送金の時の公の市場における為替相場により、合衆国ドルでその本店に送金することができ、

2 前記の送金は、いかなる種類の租税をも課されず、また、他のいかなる制限にも服しない。

3 旅行者は、日本国内及びソヴィエト社会主義共和国連邦内の地点の間の並びにそれらの地点をこえての旅行のため、いずれの締約国の指定航空企業の航空機をも利用することができる。この3の規定は、貨物について準用する。

第九条

いずれか一方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用について他方の締約国の指定航空企業に課し、又は課することを許す料金は、公正かつ合理的なものでなければならない。ただし、ソヴィエト社会主義共和国連邦が日本国

の指定航空企業に課し、又は課することを許す料金は、日本国がソヴィエト社会主義共和国連邦の指定航空企業に課し、又は課することを許す料金よりも高額のものであつてはならない。

第十条

1 一方の締約国の指定航空企業の航空機による使用のみを目的として他方の締約国の領域内に持ち込まれる燃料、潤滑油、航空機貯蔵品、予備部品及び正規の航空機整備品は、当該領域において通常適用される関税規則に従うことを条件として、関税、検査手数料その他これらに類する課徴金を免除されるものとする。

2 一方の締約国の指定航空企業の航空機は、他方の締約国の領域への入国及びそこから出たの際に、関税、検査手数料その他これらに類する課徴金を免除されるものとする。

3 一方の締約国の指定航空企業の航空機に積載されている燃料、潤滑油、航空機貯蔵品、予備部品及び正規の航空機整備品は、当該航空機により他方の締約国の領域の上空における飛行中に消費され又は使用される場合にも、当該他方の締約国の領域への入国及びそこから出たの際に、関税、検査手数料その他これらに類する課徴金を免除されるものとする。

4 一方の締約国の指定航空企業による使用のみを目的として他方の締約国の領域内で当該航空機に積載される燃料、潤滑油、航空機貯蔵品、予備部品及び正規の航空機整備品は、当該領域における関税規則に従うことを条件として、関税、検査手数料その他これらに類する課徴金を免除されるものとする。

5 1、3及び4の規定に基づいて関税及び課徴金を免除される燃料、潤滑油、航空機貯蔵品、予備部品及び正規の航空機整備品は、他方の締約国の税関当局の許可なしに当該他方の締約国の領域内で取り卸すことはできない。これらの物品は、使用し又は消費することができないときは、再輸出しなければならない。これらの物

品は、使用し又は再輸出するまでの間、当該他方の締約国の税関当局の管理下に置くものとする。

第十一条

特定路線に関する運賃は、指定航空企業間の合意により、国際慣行上合理的と認められるべき水準に定めるものとする。合意された運賃及びその改正は、両締約国の航空当局の認可を受けなければならない。

第十二条

1 協定業務に従事するすべての航空機は、その適正な国籍及び登録の記号を掲げなければならない。かつ、次に掲げる書類を携行しなければならない。

- (一) 登録証明書
- (二) 耐空証書
- (三) 各乗組員の適当な免状又は証明書
- (四) 航空機局免許状
- (五) 旅客を運送するときは、その氏名、乗込地及び目的地の表
- (六) 貨物を運送するときは、積荷目録及び貨物の細目申請書

2 一方の締約国により発給され又は有効とされている1に掲げるすべての書類は、他方の締約国の領域内において有効なものと認められなければならない。ただし、当該証明書、免状又は免許状が発給され又は有効とされる要件は、国際航空運送において一般に受け入れられている基準より低いものであつてはならない。

第十三条

1 一方の締約国は、他方の締約国の指定航空企業に対し、協定業務の運営を容易にするため、当該航空企業の技術、航行及び営業の要員を自国の領域内に維持する権利を許すしなければならない。また、国内法令に従い、これらの要員による任務の効果的な遂行を確保するために必要な便宜を供与しなければならない。

2 一方の締約国の指定航空企業が他方の締約国の領域内に常駐させる要員の数は、両締約国間

の合意により決定する。

3 この条に定める要員及び両締約国の指定航空企業の航空機の乗組員は、締約国の国民でなければならぬ。

第十四条

一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局の要請があつたときは、当該航空当局に対し、自国の指定航空企業が協定業務において供給する輸送力の検討のために合理的に必要とされる定期の又はその他の統計表を提供しなければならぬ。その統計表は、前記の指定航空企業が協定業務において運送する旅客、貨物及び郵便物の総計を知るために必要なすべての情報を含むものでなければならぬ。

第十五条

一方の締約国は、その領域内で遭難した他方の締約国の指定航空企業の航空機に対して実行可能と認める救援措置を執り、かつ、当該他方の締約国の航空当局及び指定航空企業に対し、その救援措置の状況をすみやかに通報しなければならず、また、自国の権限のある当局の監督に従うこと及びその国内法令に従うことを条件として、当該他方の締約国の航空当局及び指定航空企業が状況により必要とされる救援措置を執ることを許可しなければならぬ。

第十六条

1 一方の締約国の指定航空企業の航空機が他方の締約国の領域内において事故を起こし又は不可抗力により着陸した場合には、自国の領域内で事件が生じた締約国の航空当局は、その事件の詳細及び状況をすみやかに他方の締約国の航空当局に通告し、かつ、乗組員及び旅客に必要な援助を与えなければならぬ。

2 事故又は不可抗力による着陸により、死者若しくは重傷者が生じ、又は航空機に重大な損害が生じた場合には、自国の領域内で事件が生じた締約国の航空当局は、さらに、次の措置を執らなければならぬ。

(a) 証拠を保全し、かつ、当該航空機及びその積載物の安全を確保すること。

(b) 他方の締約国の航空当局の権限のある代表者及び事件に係る航空機の属する指定航空企業の権限のある代表者が直ちに当該航空機に近づくことを認めること。

(c) 事件の状況の調査を行なうこと。

(d) 他方の締約国の航空当局の権限のある代表者及び事件に係る航空機の属する指定航空企業の権限のある代表者に対し、調査に立ち合うことができるよう十分な便宜を与えること。

(e) 他方の締約国の要請があつた場合には、当該他方の締約国の航空当局の代表者が検査を行なうまでの間、当該航空機及びその積載物を合理的に実行可能な限りそのままにしておくこと。

(f) 当該航空機及びその積載物が調査に必要でなくなつたときは、直ちに解放すること。

(g) 他方の締約国の航空当局に対し、調査の報告書を作成した後直ちに、これを送付すること。

第十七条

この協定の解釈又は適用に関して両締約国間に紛争が生じた場合には、両締約国は、両国間の交渉によつてその紛争を解決しなければならぬ。

第十八条

1 いずれの一方の締約国も、この協定の実施に關するすべての事項について緊密な協力を確保し、又はこの協定を改正するため、いつでも、他方の締約国との協議を要請することができる。この協議は、要請を受領した日から六十日の期間内に開始しなければならない。

2 附屬書I及び附屬書IIの改正は、両締約国の航空当局間の合意により行なうものとし、外交上の公文の交換によつて確認された後に効力を生ずる。

第十九条

この協定は、いずれか一方の締約国が他方の締約国からこの協定を終了させる意思を有する旨の書面による通告を受領した日から一年を経過する時まで効力を存続する。

第二十条

この協定は、各締約国により、それぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された時に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府により正当に委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十六年一月二十一日にモスクワで、ひとしく正文である日本語及びロシア語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
椎名悦三郎

ソヴェト社会主義共和国連邦政府のために
Y. F. ロゴノフ

附屬書I

1 日本国の指定航空企業が両方向に運営する路線

東京—モスクワ—第三国内の諸地点
ソヴェト社会主義共和国連邦の指定航空企業が両方向に運営する路線
モスクワ—東京—第三国内の諸地点

注(a) 1に掲げる路線は、日本国の西海岸及びシベリアの上空を経由するものとする。

注(b) 第三国内の諸地点は、合意により定めるものとする。

2 日本国政府は、第三条1の規定に基づき、1の路線を運営するため、「日本航空株式会社」と呼ばれる日本国の航空企業を指定する。

ソヴェト社会主義共和国連邦政府は、第三条1の規定に基づき、1の路線を運営するため、「アエロフロート」と呼ばれるソヴェト社会主義共和国連邦民間航空省の航空企業を指定する。

附屬書II

両締約国は、第四条の規定に従い、協定業務に従事する航空機(以下「航空機」という。)の安全な運航を確保するため、この附屬書に従うものとする。

1 航空交通管制区域の境界線等の取極
情報及び捜索救難業務を提供する区域の境界線並びに航空交通管制の移管の手續につき取極をしなければならぬ。

2 各締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局に対し、この協定の署名後すみやかに、又はおそくとも協定業務の開始の六箇月前までに、次に掲げる事項に關する情報を提供しなければならない。

(a) 協定業務に使用される航空路、その最低安全高度、位置通報点並びに主要な及び補助的な無線施設その他の航行援助施設

(b) 航空交通管制の施設及び業務並びに飛行計画の要件、位置通報の要件、周標標準、巡航高度、高度計規正方式、管制用語、使用周波数、交信不能の場合の方式、航空路から逸脱した場合の方式、出発前方式その他の航空交通管制の方式

(c) 協定業務のための使用に供される空港及びその代替空港(緊急時に使用することができる空港を含む。)につき、

(i) 詳細な地理的資料

(ii) 附帯施設(救難消防設備及び整備用設備並びにそれらの器材を含む。)

(iii) 滑走路、誘導路等

(iv) 離着陸のための無線及び可視の援助施設

並びに標識

(v) 空港内及びその周辺の障害物
(vi) 最低気象条件等を定めた運用に関する規則
(vii) 計器進入方式
(viii) 提供される燃料、油脂及びガス
(ix) 気象通報式、単位系その他の気象情報に関する方式

(x) 特定路線において使用に供され又は供される予定の固定通信の施設及び利用の手續
(xi) 捜索救難業務及びその区域
(xii) 各締約国の航空当局は、2の規定に従つて提供した情報の内容を変更した場合には直ちに、また、変更が計画される場合にはあらかじめ、その変更を他方の締約国の航空当局に対しノータムにより通報しなければならぬ。この場合においては、通報の手段としては、緊急を要する場合にはテレタイプを、他の場合には航空郵便を用いなければならない。

(xiii) 各締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局に対し、航空機の航行に必要な気象情報を当該航空機の飛行開始前及び飛行中に通報しなければならぬ。
航空機の航行
(xiv) 航空機の乗組員は、他方の締約国の航行規則及び航空交通管制方式を熟知していなければならない。

(xv) 航空機の機長は、飛行計画を作成するにあたり又は飛行中において、必要な情報、特に当該飛行に係る航空路、空港及び航行援助施設の状態に関する情報並びに当該航空路及び空港における気象の実況報及び予報の提供を受けることができる。

(xvi) 航空機の機長は、飛行しようとするときは、当該飛行を開始する国の航空交通管制機関に対してあらかじめ飛行計画を提出し、その承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(xvii) 航空機の機長は、7の承認を受けた飛行計画

に従つて航行しなければならず、それを変更しようとするときは、当該変更が行なわれる空域を管轄する航空交通管制機関の承認を受けなければならない。ただし、緊急事態により即時の措置を必要とする場合は、この限りでない。この場合には、当該航空機の機長は、その措置が執られた空域を管轄する航空交通管制機関に対してすみやかにその旨を通報しなければならぬ。
9 航空機の機長は、航空交通管制機関(対空通信局を含む)が指示する周波数の電波を常時聴守しなければならない。また、必要なときは直ちに当該電波により送信することができるようにしておかなければならない。

10 両締約国の航空当局の間に別段の合意がある場合を除くほか、航空機と航空交通管制機関(対空通信局を含む)との通信は、無線電話によらなければならない。
11 両締約国の航空当局は、協定業務に必要な情報(航空気象情報及びノータムを含む)の交換及び航空交通管制のため、東京とモスクワとの間のテレタイプ回線及び、設置が可能となつた場合には気象専用複写電送回線並びに両締約国の隣接する管制区管制機関間の直通電話回線を設置する。

12 各締約国の指定航空企業は、両締約国の航空当局が合意する範囲内において、11のテレタイプ回線を用いることができる。
13 国際基準の採用
この附属書の規定を実施するため、国際民間航空機関(及び必要な場合には世界気象機関)によつて確立され又は勧告されている標準、方式及び手続は、できる限り採用するものとする。
14 試験飛行
各締約国の指定航空企業は、協定業務の開始の前に試験飛行を五往復行なうことができる。その回数、両締約国の航空当局間の合意により増加することができる。

15 一方の締約国の航空当局は、相互主義に基づき、他方の締約国の航空当局の権限のある代表
空港及び施設への立入り

者に対し、当該他方の締約国の航空機によつて使用されている自国の領域内の空港並びに通
信、航行援助、航空交通管制、気象及び整備のための施設を視察するためにこれらの空港及び施設に立ち入ることを認める。
用語
16 この附属書2、6、7、10及び11の規定の実施にあつて用いられる用語は、英語とする。

航空業務に関する日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の協定の議定書
航空業務に関する日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の協定(以下「協定」という)に署名するにあたり、日本国政府及びソヴェト社会主義共和国連邦政府は、さらに、次のとおり協定した。
1 ソヴェト社会主義共和国連邦政府がシベリアの上空を外国の航空機による航行のために開放することができしあたりでできないことを考慮して、東京とモスクワ(両方向)との間の国際航空業務は、協定の効力発生の時から各締約国がそれぞれ他方の締約国の指定航空企業に対しその航空機及び乗組員による相互乗入りの原則に基づき日本国の西海岸及びシベリアの上空を経由する特定路線において行なわれる国際航空業務の開始を認めることが可能となる時までの期間には、両締約国政府間において合意されることに従い、暫定的に運営されるものとする。
2 この議定書は、協定の不可分の一部をなすものとする。

以上の証拠として、下名は、各自の政府により正当に委任を受け、この議定書に署名した。
千九百六十六年一月二十一日にモスクワで、ひとしく正文である日本語及びロシア語により本書二通を作成した。
日本国政府のために
椎名悦三郎
ソヴェト社会主義共和国連邦政府のために

者に対し、当該他方の締約国の航空機によつて使用されている自国の領域内の空港並びに通
信、航行援助、航空交通管制、気象及び整備のための施設を視察するためにこれらの空港及び施設に立ち入ることを認める。
用語
16 この附属書2、6、7、10及び11の規定の実施にあつて用いられる用語は、英語とする。

Y・F・ロギノフ
委員長の報告を求めます。外務委員長高瀬傳君。
〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔高瀬傳君登壇〕
○高瀬傳君 たいま議題となりました案件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。
政府は、民間航空協定締結のため、ソヴェト連邦政府と交渉を行なつてまいりましたが、意見の一致を見ましたので、本年の一月二十一日、モスクワにおいて、本協定及び議定書に署名いたしました。

本協定は、わが国とソヴェトとの間に民間航空業務を開設することを目的として業務の開始及び運営についての手續及び条件を規定し、附属書において両国の指定航空企業が運営する路線及び運営に従事する指定航空企業名並びに協定業務の安全、かつ、効果的な運航を確保するための技術的要件を定めております。
議定書は、ソヴェト連邦政府がさしあたりシベリア上空を外国の航空機のため開放することができないので、協定による相互乗り入れが可能となるまでの期間は、両政府間の合意により暫定的な運航を行なうことを規定しております。

本件は、三月十五日外務委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ない、なお、日本航空株式会社の職員を参考人として招致し、意見の聴取を行なうなど、慎重審議をいたしました。詳細は会議録により御了承願います。

かくて、四月二十六日、本件についての質疑を終了し、討論を省略して採決を行ないましたところ、本件は全会一致をもってこれを承認すべきものと議決いたしました。

昭和四十一年四月二十八日 衆議院會議録第四十六号

航空業務に関する日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるとの案
件 失業保険法の一部を改正する法律案外一案

なお、本件に関し、自由民主党の永田亮一委員から、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党共同提案にかかる政府に対する要望決議案が提出されました。

その要旨は、共同運営開始後二年を経過した後において、協定に定められた自主運航ができない場合には、共同運営を打ち切れることもあるべしとの決意をもって自主運航への移行に努力することを強く要望するといふものであります。

本決議案は、採決の結果、全会一致をもって可決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたしました。

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第四 失業保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第四、失業保険法の一部を改正する法律案、日程第五、国民健康保険法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

失業保険法の一部を改正する法律案
右
国會に提出する。
昭和四十一年二月十七日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

失業保険法の一部を改正する法律案
失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)の

一部を次のように改正する。
第三十八条の八中「第一級三百三十円、第二級二百四十円」を「第一級五百円、第二級三百三十円」に改める。

第三十八条の十一第一項中「第一級十六円、第二級十二円」を「第一級二十四円、第二級十六円」に、「四百八十円」を「六百六十円」に改め、同条第二項中「第一級については八円、第二級については六円」を「第一級については十二円、第二級については八円」に改める。

附則

1 この法律中第三十八条の十一の改正規定及び附則第五項の規定は昭和四十一年五月一日から、第三十八条の八の改正規定及び附則第二項から第四項までの規定は同年六月一日から施行する。

2 昭和四十一年六月において第三十八条の六の規定により支給すべき失業保険金は、第三十八条の九第二項の規定にかかわらず、日雇労働被保険者が同年五月において雇用された日について

昭和四十一年五月	昭和四十一年五月一日から同月三十一日まで	十四日分
昭和四十一年六月	昭和四十一年五月一日から同月三十一日まで	二十八日分
昭和四十一年七月	昭和四十一年五月一日から同月三十一日まで	四十二日分
昭和四十一年八月	昭和四十一年五月一日から同月三十一日まで	五十六日分
昭和四十一年九月	昭和四十一年五月一日から同月三十一日まで	七十日分

4 第三十八条の九の二第一項の申出をした者であつて同項第一号の六月の最後の月が昭和四十一年二月から同年四月までのいずれかの月であるものに対して同年六月一日から同年八月三十一日までの間において同条第一項又は第三項の規定により支給すべき失業保険金は、第三十八

て納付された保険料のうち、第一級の保険料が十四日分以上の場合には第一級の失業保険金の日額によるものとし、第一級の保険料が十四日分に満たない場合は第二級の失業保険金の日額によるものとする。

3 第三十八条の九の二第一項の申出をした者であつて同項第一号の六月の最後の月が次の表の上欄に規定する月であるものに対してそれぞれ当該月の翌月以後四月の期間内において同条第一項又は第三項の規定により支給すべき失業保険金は、第三十八条の九の三第二号の規定にかかわらず、その者がそれぞれ同表の中欄に規定する期間において雇用された日について納付された保険料のうち、第一級の保険料がそれぞれ同表の下欄に規定する日分以上の場合には第一級の失業保険金の日額によるものとし、第一級の保険料がそれぞれ同欄に規定する日分に満たない場合は第二級の失業保険金の日額によるものとする。

条の九の三第二号の規定にかかわらず、第二級の失業保険金の日額によるものとする。

5 改正後の第三十八条の十一の規定は、日雇労働被保険者が昭和四十一年五月一日以後において雇用された日に係る保険料について適用し、日雇労働被保険者が同日前において雇用された

日に係る保険料の額及びその負担区分については、なお従前の例による。

理由
最近における日雇労働者の賃金の実情にかんがみ、日雇労働者に係る失業保険金の日額の引上げ等を行ふ必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国民健康保険法の一部を改正する法律案

右
国會に提出する。
昭和四十一年二月十二日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

国民健康保険法の一部を改正する法律案

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。
第四十二条第一項中「二分の一」を「十分の三」に改め、同項ただし書を削る。
第五十二条第一項中「二分の一」を「十分の三」に改め、同項ただし書を削る。
第七十条中「費用について、次の各号に掲げる額を」費用の百分の四十」に改め、同条各号を削る。

第七十二条第二項中「百分の十」を「百分の五」に改める。
第七十九条の次に次の一条を加える。
(審納処分)
第七十九条の二 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

第八十条の見出しを削り、同条第一項中「前条」を「第七十九条」に改め、同条第二項中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)」を「地方自治法」に改める。
附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、第四十二條第一項及び第五十二條第一項の改正規定は、昭和四十三年一月一日から施行する。

2 昭和四十三年一月一日前に行なわれた療養の給付に係る一部負担金の割合及び同日前に行なわれた療養に係る療養費の額については、なお従前の例による。

3 この法律による改正後の第七十條の規定は、世帯主(世帯主が被保険者でない世帯については、当該世帯に属する被保険者)がこの法律による改正前の第四十二條第一項ただし書の規定に基づき厚生省令で定めるものとする。以下同じ。に係る療養の給付及び療養費の支給に要する費用については、昭和四十一年四月一日以後に行なわれ療養の給付及び同日以後に行なわれる療養に係る療養費の支給に要する費用について適用し、同日前に行なわれた療養の給付及び同日前に行なわれた療養に係る療養費の支給に要する費用については、なお従前の例による。

4 この法律による改正後の第七十條の規定は、世帯主以外の被保険者に係る療養の給付及び療養費の支給に要する費用については、次の各号に掲げる市町村ごとに、それぞれ当該各号に定める日(以下「基準日」という。)以後に行なわれる療養の給付及び基準日以後に行なわれる療養に係る療養費の支給に要する費用について適用し、それぞれ基準日前に行なわれた療養の給付及び基準日前に行なわれた療養に係る療養費の支給に要する費用については、なお従前の例による。

一 昭和四十一年四月一日において世帯主以外の被保険者の療養の給付に係る一部負担金の割合を十分の三以下としている市町村で当該一部負担金の割合を十分の三以下としたこと

により昭和四十一年度において国民健康保険法第七十四條の規定による補助を受けたもの昭和四十一年四月一日

二 昭和四十二年一月一日において世帯主以外の被保険者の療養の給付に係る一部負担金の割合を十分の三以下としている市町村で厚生大臣の承認を受けたもの 昭和四十二年一月一日

三 前各号に掲げる市町村以外の市町村 昭和四十三年一月一日

5 厚生大臣は、あらかじめ、前項第二号に掲げる市町村の世帯主以外の被保険者の数の合計数と同項第三号に掲げる市町村の世帯主以外の被保険者の数の合計数とがおおむね同数となるように計画を定め、これに基づいて同項第二号の承認を行なうものとする。

6 前項の計画を定めるに当たっては、市町村における医療の水準、被保険者の所得の状況等を勘案し、世帯主以外の被保険者の療養の給付に係る一部負担金の割合を十分の三以下とする必要度が高いと認められる市町村が優先されるよう配慮するものとする。

7 第四項第一号及び第二号に掲げる市町村は、それぞれ基準日以後においては、世帯主以外の被保険者の療養の給付に係る一部負担金の割合を十分の三をこえるものとする。ことができる。

8 地方自治法第二百三十一條の第三項の規定は、昭和四十一年四月一日前に納期限が到来した国民健康保険法の規定に基づく保険料その他の徴収金で同日までに納付されていないもの(同条第二項の規定による当該保険料その他の徴収金に係る手数料及び延滞金を含む。)についても、適用する。

理由

世帯主以外の被保険者の療養の給付に係る一部負担金の割合を十分の五から十分の三に減ずるとともに、療養の給付及び療養費の支給に要する費用の額についての国の負担率を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員長田中正巳君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○田中正巳君 たいだいま議題となりました二法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、失業保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における日雇い労働者の賃金の実情にかんがみ、日雇い失業保険金の日額の引き上げ等を行なうものでありまして、そのおもなる内容は、

第一に、日雇い失業保険金日額については、第一級を三百三十円から五百円に、第二級を二百四十円から三百三十円にすること。

第二に、日雇い失業保険料日額については、第一級を十六円から二十四円に、第二級を十二円から十六円にすること。

第三に、日雇い失業保険料日額の区分は、賃金日額が六百六十円以上の場合に第一級とし、六百六十円未満の場合に第二級とすること。

本案は、去る二月十七日本委員会に付託となり、昨二十六日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

次に、国民健康保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、家族の療養給付にかかる一部負担金の割合の引き下げと、市町村に対する国の負担を強

化しようとするものであります。

そのおもなる内容は、

第一に、家族の一部負担金の割合を現行の十分の五から十分の三に引き下げ、いわゆる家族の七割給付を法定化することであり、

第二は、市町村の療養給付費に対する国の負担を現行の百分の二十五から百分の四十に引き上げ、いわゆる定率四割に減ずることであり、また、調整交付金の総額を、市町村の療養給付費見込み額の百分の五に改めることであり、

第三は、市町村が徴収する保険料その他の徴収金について、滞納処分を行なうことができることとしたこととあります。

本案は、三月十八日本会議において趣旨の説明が行なわれ、同日委員会に付託となり、自來、熱心なる質疑応答が行なわれたのであります。その詳細は会議録にて御承知願います。

かくて、昨二十七日、質疑を終了いたしましたところ、施行期日についての修正案が提出され、採決の結果、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

国民健康保険法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員修正)

国民健康保険法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和四十一年四月一日」を「公布の日」に改める。

附則第八項中「昭和四十一年四月一日」を「この法律の公布の日」に改め、同項を附則第九項とし、附則第七項の次に次の一項を加える。

8 この法律による改正後の第七十二條第二項の規定は、昭和四十一年度分の調整交付金から適

昭和四十一年四月二十八日 衆議院會議録第四十六号 労働省設置法の一部を改正する法律案外二案

用する。

○議長(山口喜久一郎君) 両案を一括して採決いたします。

日程第四の委員長の報告は可決、第五の委員長の報告は修正であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり決しました。

日程第六 労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出) 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○海部俊樹君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、日程第六とともに、内閣提出、恩給法等の一部を改正する法律案、内閣提出、参議院送付、国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案を追加して三案を一括議題とな

第十三条第一項の表中

中央労働基準審議会

家内労働審議会

附則に次の一項を加える。

3 第十三条第一項の表に掲げる附属機関のうち、家内労働審議会は、昭和四十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

し、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(山口喜久一郎君) 海部俊樹君の動議に御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

日程第六、労働省設置法の一部を改正する法律案、恩給法等の一部を改正する法律案、国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

労働省設置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十一年四月十六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

労働省設置法の一部を改正する法律案(昭和四十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

労働大臣の諮問に応じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項並びに労働災害防止団体等に関する法律に基づきその権限に属する事項を審議すること。

労働大臣の諮問に応じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項並びに労働災害防止団体等に関する法律に基づきその権限に属する事項を審議すること。

家内労働問題の重要性にかんがみ、家内労働に関する重要事項を調査審議する家内労働審議会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

恩給法等の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十一年二月十八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

恩給法等の一部を改正する法律案(一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条ノ二 年金タル恩給ノ額ニ付テハ国民ノ生活水準、国家公務員ノ給与、物価其ノ他ノ諸事情ニ著シキ変動ガ生ジタル場合ニ於テハ変動後ノ諸事情ヲ総合勘案シ速ニ改定ノ措置ヲ講ズルモノトス

第六十五条第三項中「及未成年ノ子」を、「未成年ノ子及不具慶疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子」に改め、同条第四項及び第五項中「未成年ノ子」の下に、「又ハ不具慶疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子」を加える。

第七十五条第三項を次のように改める。

前項ノ扶養遺族トハ扶助料ヲ受クル者ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスル公務員ノ祖父母、父母、未成年ノ子又ハ不具慶疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子ニシテ扶助料ヲ受クベキ要件ヲ具フルモノヲ謂フ

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十四条に次の一項を加える。

8 旧軍人以外の公務員(旧軍属を除く。)の恩給の基礎在職年を計算する場合においては、第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定により恩給の基礎在職年に算入されないこととされている加算年のうち第四項各号に掲げるもの及び前三項の規定により在職年に加えられることとされている年月数は、恩給の基礎在職年に算入するものとする。

附則第二十四条の五の見出し中「除算された

加算年」を「加算年及び加算年月数とみなされる年月数」に改める。

附則第二十四条の六の前の見出しを削る。

附則第二十四条の七の次に次の一条を加える。

第二十四条の八 附則第二十四条の五第一項の規定は、旧軍人以外の公務員(旧軍属を除く。)で附則第二十四条第八項の規定の適用によりその在職年が普通恩給についての最短期間年限に達することとなるもの又はこれらの者の遺族について準用する。この場合において、附則第二十四条の四第一項中「昭和三十六年十月一日」とあるのは、「昭和四十二年一月一日」と読み替えるものとする。

2 附則第二十四条の四第二項及び第三項並びに附則第二十四条の五第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、附則第二十四条の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは、「昭和四十二年一月一日」と、附則第二十四条の五第三項中「普通恩給を受ける権利を取得した者の当該普通恩給の給与は昭和三十七年十月から、同項の規定により扶助料を受ける権利を取得した者の当該扶助料の給与は昭和三十六年十月から」とあるのは「普通恩給又は扶助料を受ける権利を取得した者の当該普通恩給又は扶助料の給与は、昭和四十二年一月から」と、旧軍人、旧準軍人又は旧軍属」とあるのは「旧軍人以外の公務員(旧軍属を除く。)」と読み替えるものとする。

附則第二十六条中「及び第二十四条の七」を「から第二十四条の八まで」に改める。

附則第四十一条の次に次の一条を加える。

(日本赤十字社救護員期間のある者についての特例)

第四十一条の二 旧日本赤十字社令(明治四十三年勅令第二百二十八号)の規定に基づき事変地又は戦地において旧陸軍又は海軍の戦時衛

生を維持し又ハ之ト生計ヲ共ニスル公務員ノ祖父母、父母、未成年ノ子又ハ不具慶疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子ニシテ扶助料ヲ受クベキ要件ヲ具フルモノヲ謂フ

生勤務(以下「戦地勤務」といふ。)に服した日本赤十字社の救護員(公務員に相当する救護員として政令で定めるものに限る。以下「救護員」といふ。)であつた者で公務員となつたものに係る普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算については、救護員となる前の公務員としての在職年が普通恩給に於ける戦地勤務に服した月(公務員を退職した月に戦地勤務に服した場合においては、その翌月)から戦地勤務に服さなくなつた月(戦地勤務に服さなくなつた月に公務員となつた場合においては、その前月)までの年月数を加えたものによる。ただし、その年月数を公務員としての在職年に加えたものが普通恩給に於ける最短恩給年限をこえることとなる場合においては、当該最短恩給年限をこえる年月数については、この限りでない。

2 前項の事変地又は戦地の区域及びその区域が事変地又は戦地であつた期間は、政令で定める。

3 附則第二十四条の四第二項並びに前条第二項及び第四項の規定は、第一項の規定の適用により給すべき普通恩給又は扶助料について準用する。この場合において、附則第二十四条の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは「昭和四十一年十月一日」と、前条第二項中「当該最短恩給年限に達することとなるものうち昭和三十六年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は、同年十月一日から」とあるのは「当該最短恩給年限に達することとなるもの又はその遺族は、昭和四十一年十月一日から」と、同条第四項中「昭和三十六年十月」とあるのは「昭和四十一年十月」と読み替へるものとす。

4 附則第二十四条の四第三項の規定は、公務員としての在職年(日本赤十字社の救護員とな

る前の公務員としての在職年を除く。)に基づき一時恩給又は一時扶助料を受けた者がある場合における前三項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。附則第四十二條第四項及び第五項中「前条を」(附則第四十一條)に改める。
 (旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)
 第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に

附則第三條第一項の表中

昭和四十一年七月分	昭和四十一年七月分
から三十分の三十三	から三十分の三十三
分	分
昭和四十一年八月分	昭和四十一年八月分
から三十分の三十三	から三十分の三十三
分	分
昭和四十一年九月分	昭和四十一年九月分
から三十分の三十三	から三十分の三十三
分	分
昭和四十一年十月分	昭和四十一年十月分
から三十分の三十三	から三十分の三十三
分	分
昭和四十一年十一月分	昭和四十一年十一月分
から三十分の三十三	から三十分の三十三
分	分
昭和四十一年十二分	昭和四十一年十二分
から三十分の三十三	から三十分の三十三
分	分

昭和四十一年一月分

昭和四十一年一月分

附則

(施行期日)
 第一条 この法律は、昭和四十一年十月一日から施行する。ただし、第二条(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」といふ。))附則第四十一條の次に一條を加える改正規定及び同法附則第四十二條の改正規定を除く。の規定は、昭和四十一年一月一日から施行する。

(改正後の恩給法第六十五條の規定による加給)
 第二条 昭和四十一年九月三十日において現に増加恩給を受ける者の改正後の恩給法第六十五條第三項から第五項まで(法律第百五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する場合を含む。)の規定に該当する成年の子に係る加給は、同年十月分から行なう。

(改正後の恩給法第七十五條の規定による加給)
 第三条 昭和四十一年九月三十日において現に恩給法第七十五條第一項第一号に規定する扶助料

関する法律(昭和三十一年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。
 第二条第一項中「当該旧軍人等」で管内に居住すべき者を「当該旧軍人等」に改め、同項ただし書を削る。
 (恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)
 第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第一項の表中

昭和四十一年七月分	昭和四十一年七月分
から三十分の三十三	から三十分の三十三
分	分
昭和四十一年八月分	昭和四十一年八月分
から三十分の三十三	から三十分の三十三
分	分
昭和四十一年九月分	昭和四十一年九月分
から三十分の三十三	から三十分の三十三
分	分
昭和四十一年十月分	昭和四十一年十月分
から三十分の三十三	から三十分の三十三
分	分
昭和四十一年十一月分	昭和四十一年十一月分
から三十分の三十三	から三十分の三十三
分	分
昭和四十一年十二分	昭和四十一年十二分
から三十分の三十三	から三十分の三十三
分	分

昭和四十一年一月分

以外の扶助料を受ける者の改正後の同条第三項の規定に該当する成年の子に係る加給は、同年十月分から行なう。
 (旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
 第四条 改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(以下「法律第百七十七号」といふ。)に基づき給されることとなる扶助料又は遺族年金の給与は、昭和四十一年十月分から始めるものとする。

2 恩給法第七十五條第一項第一号に規定する場合の扶助料を受ける者で、改正後の法律第百七十七號第三條の規定に基づく扶助料を受けることとなるものについては、昭和四十一年十月分以降、その扶助料を同条第二項の規定により計算して得た年額の扶助料に改定する。
 第五条 前条に規定する扶助料又は遺族年金を受ける者のうち、昭和三十八年三月三十一日以前に死亡した者の妻(遺族年金を受ける者につい

ては、婚姻の届出をしないが、死亡した者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)であつたことによりその扶助料又は遺族年金を受ける者は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)の適用については、同法第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。

2 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に係る戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四條第二項に規定する国債の発行の日は、同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十一年十一月一日とする。
 (妻又は子に給する扶助料の年額についての特例)

第六条 法律第百五十五号附則第十四條第三号(同法附則第十八條第二項、附則第二十三條第六項及び附則第三十一條において準用する場合を含む。)の規定によりその年額が計算された扶助料でその扶助料を受ける者が妻又は子であるものの昭和四十一年十月分以降の年額は、その年額に、その年額と在職年の年数が普通恩給に於ける所要最短在職年数である場合の扶助料の年額との差額に相当する額を加えた額とする。

2 昭和四十一年九月三十日以前に給与事由の生じた扶助料の同年同月分までの年額については、なお従前の例による。
 (昭和二十三年六月二十日以前に給与事由の生じた恩給の年額の特例)
 第七条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十年法律第八十二号。以下「法律第八十二号」といふ。))附則第二条に規定する普通恩給又は扶助料(同条第二号及び第三号に規定する普通恩給及び扶助料を除く。)で昭和二十三年六月三十日以前に退職し、又は死亡した公務員に係るものうち、その基礎在職年に算入されている実在職年の年数が普通恩給に於ける最短恩給年限以上であるものについては、昭和四十一年十月分以降、その年額を、その年額計算の基礎とな

ては、婚姻の届出をしないが、死亡した者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)であつたことによりその扶助料又は遺族年金を受ける者は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)の適用については、同法第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。

ついでに、俸給年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額(恩給法第二十条及び恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)による改正前の恩給法第二十四条に規定する公務員又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、同表の仮定俸給年額をこえない範囲内において政令で定める額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、恩給法の規定により算出して得た年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行わない。

2 前項の規定は、恩給年額計算の基礎となつた俸給と都道府県(これに準ずるものを含む)の退職年金に関する条例上の職員の俸給又は給料とが併給されていた者であつて、恩給年額計算の基礎となつた俸給の額が、これらの併給された俸給又は給料の合算額の二分の一以下であつたものについては適用しない。

3 改正後の法律第八十二号附則第三条の規定は、第一項の規定により年額を改定された普通恩給又は扶助料の年額について準用する。
(長期在職者の恩給年額についての特例)

第八條 普通恩給又は扶助料で、その基礎在職年に算入されている実在職年の年数が普通恩給に於いての最短恩給年限以上であるもの昭和四十一年十月分以降の年額については、普通恩給の年額が六万円未満であるときはこれを六万円とし、扶助料の年額が三万円未満であるときはこれを三万円とする。

2 前条第二項の規定は前項の規定により年額を改定される普通恩給又は扶助料を受ける者について、改正後の法律第八十二号附則第三条の規定は前項の規定により年額を改定された普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

3 昭和四十一年九月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給又は扶助料の同年同月分までの年額については、なお従前の例による。
(職権改定)

裁定庁が受給者の請求を待たずに行なう。附則別表

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
一四七、七〇〇	一七七、四〇〇
一五三、七〇〇	一八二、五〇〇
一六一、四〇〇	一九四、八〇〇
一七二、一〇〇	二〇八、三〇〇
一八二、五〇〇	二二二、〇〇〇
二〇一、五〇〇	二二九、〇〇〇
二一六、八〇〇	二四九、二〇〇
二二九、〇〇〇	二六二、九〇〇
二四九、二〇〇	二九一、七〇〇
二六二、九〇〇	三〇六、七〇〇
二九一、七〇〇	三二三、四〇〇
三〇六、七〇〇	三五〇、三〇〇
三三三、四〇〇	三七七、五〇〇
三三三、四〇〇	三九五、六〇〇
三三三、四〇〇	四〇〇、三〇〇
三五〇、三〇〇	四一五、二〇〇
三七七、五〇〇	四三六、四〇〇
三九五、六〇〇	四五七、四〇〇
四〇〇、三〇〇	四七〇、四〇〇
四三六、四〇〇	四八三、一〇〇
四七〇、四〇〇	五三四、四〇〇
五〇八、七〇〇	五五九、九〇〇
五三四、四〇〇	五八五、六〇〇
五三九、五〇〇	六一一、三〇〇
五五九、九〇〇	六三六、八〇〇
六一一、三〇〇	六七〇、一〇〇
六七〇、一〇〇	七〇三、二〇〇
七六九、七〇〇	八〇二、八〇〇
八六九、二〇〇	九〇五、三〇〇
九四一、五〇〇	九六〇、〇〇〇
一、〇一三、九〇〇	一、〇五〇、〇〇〇

理由
昭和四十年法律第八十二号附則の規定による恩給の増額改定についての年齢制限を緩和し、昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給の年額について所要の是正を行ない、妻子に給する加算恩給の扶助料の年額について特例を設け、旧軍人遺族について特例扶助料の給与条件を緩和し、日本赤十字社救護員の在職期間を通算することとするともに、長期在職者の低額恩給を改善する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

案
国家公務員災害補償法の一部を改正する法律
右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十一年四月二十二日
衆議院議長 山口喜久一郎殿
参議院議長 重宗 雄三

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律
第一条第一項中「基き」を「基つき」に改め、「船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員である職員及び」を削り、「且つ」を「かつ」に、「行い」を「行ない」に改める。

第四条第五項中「五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときは」を「一円未満の端数を生じたときは」に改める。

第九条中「左に」を「次に」に改め、同条第三号及び第四号を次のように改める。
三 障害補償

イ 障害補償年金
ロ 障害補償一時金
四 遺族補償
イ 遺族補償年金
ロ 遺族補償一時金
第十三条第一項中「別表第一」を「別表」に、「第三級」を「第七級」に、「第一種障害補償」を「障害補償年金」に、「第四級」を「第八級」に、「第二種障害補償」を「障害補償一時金」に改め、同条第二項中「別表第一」を「別表」に改め、同条第三項中「左」を「次」に改め、同項第二号及び第三号中「同項」を「前項」に改め、同条第四項中「前項」を「前項第一号」に、「各々の」を「各の」に、「同項」を「同号」に、「第三級」を「第七級」に改め、同条第六項中「第一種障害補償」を「障害補償年金」に、「別表第一」を「別表」に改める。

第十四条から第十七条までを次のように改める。
(休業補償及び障害補償の制限)
第十四条 職員が、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に關する指示に従わないことにより、公務上の負傷、疾病若しくはこれらの原因となつた事故を生じさせ、又は公務上の負傷、疾病若しくは身体障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、国は、人事院規則で定めるところにより、休業補償又は障害補償の全部又は一部を行なわなうことができる。

第十五条 職員が公務上死亡した場合において、国は、遺族補償として、職員の遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。

する。
(遺族補償年金)
第十六条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ)、子、父、母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持してゐないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)以外の者にあつては、職員の死亡の当時次の各号に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

- 一 夫婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ、父母又は祖父母については、五十五歳以上であること。
- 二 子又は孫については、十八歳未満であること。
- 三 兄弟姉妹については、十八歳未満又は五十五歳以上であること。
- 四 前三号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、人事院規則で定める廃疾の状態にあること。

- 2 職員の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持してゐた子とみなす。
- 3 遺族補償年金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

第十七条 遺族補償年金の額は、一年につき次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 平均給与額に三百六十五を乗じて得た額(次号において「平均給与額の年額」という。)
- 二 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及び

びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族一人につき平均給与額の年額の百分の五に相当する額。ただし、その額が平均給与額の年額の百分の二十五に相当する額をこえるときは、平均給与額の年額の百分の二十五に相当する額

- 2 遺族補償年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、遺族補償年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。
- 3 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の數に増減を生じたときは、その増減を生じた月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

第十七条の次に次の九条を加える。

- 一 死亡したとき。
- 二 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたとき。
- 三 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となつたとき。
- 四 離縁によつて、死亡した職員との親族関係が終了したとき。
- 五 子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳に達したとき(職員の死亡の時から引き続き第十六条第一項第四号の人事院規則で定める廃疾の状態にあるときを除く。)

第十六条第一項第四号の人事院規則で定める廃疾の状態にあるときを除く。)

職員の死亡の当時五十五歳以上であつたとき、子又は孫については、十八歳未満であるとき、兄弟姉妹については、十八歳未満であるか又は職員の死亡の当時五十五歳以上であつたときを除く。)

- 2 遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号の一に該当するに至つたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。
- 3 第十七条の三 遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が一年以上明らかでない場合には、当該遺族補償年金は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請によつて、その所在が明らかでない間、その支給を停止する。この場合において、同順位者がないときは、その間、次順位者を先順位者とする。

第十七条第三項の規定は、第一項の規定により遺族補償年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合に準用する。この場合において、同条第三項中「増減を生じた月」とあるのは、「支給が停止され又はその停止が解除された月」と読み替へるものとする。

- 3 第十七条第三項の規定は、第一項の規定により遺族補償年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合に準用する。この場合において、同条第三項中「増減を生じた月」とあるのは、「支給が停止され又はその停止が解除された月」と読み替へるものとする。

第十七条の四 遺族補償一時金は、次の場合に支給する。

遺族補償一時金の額は、業務上の死亡に係る他の法令による給付との均衡を考慮して人事院規則で定める額(第十七条の四第二号の場合にあつては、その額からすでに支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額)とする。

- 一 配偶者
- 二 職員の収入によつて生計を維持してゐた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 三 前二号に掲げる者以外の者で主として職員の収入によつて生計を維持してゐたもの
- 四 第二号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

遺族補償一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

職員が遺言又はその者の臨終する実施機関の長に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族補償一時金を受けるものとする。

第十七条の六 遺族補償一時金の額は、業務上の死亡に係る他の法令による給付との均衡を考慮して人事院規則で定める額(第十七条の四第二号の場合にあつては、その額からすでに支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額)とする。

官 報 (号 外)

2 第十七条第二項の規定は、遺族補償一時金の額について準用する。
(遺族からの排除)

第十七条の七 職員を故意に死亡させた者は、遺族補償を受けることができる遺族としない。

2 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつて遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償年金を受けることができる遺族としない。

3 職員の死亡前又は遺族補償年金を受けることができる遺族の当該遺族補償年金を受ける権利の消滅前に、当該職員の死亡又は当該権利の消滅によつて遺族補償一時金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる遺族としない。

4 遺族補償年金を受けることができる遺族を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる遺族としない。職員の死亡前に、当該職員の死亡によつて遺族補償年金を受けることができる遺族となるべき者を故意に死亡させた者も、同様とする。

5 遺族補償年金を受けることができる遺族が、遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の他の遺族を故意に死亡させたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。この場合において、その者が遺族補償年金を受ける権利を有する者であるときは、その権利は、消滅する。

6 第十七条の二第一項後段の規定は、前項後段の場合に準用する。

(年金たる補償の支給期間等)

第十七条の八 障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わるものとする。

2 年金たる補償は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。

3 年金たる補償は、毎年三月、六月、九月及び十二月の四期に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金たる補償は、支払期月でない月であつても、支払うものとする。
(年金たる補償の支払の調整)

第十七条の九 年金たる補償の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる補償が支払われたときは、その支払われた年金たる補償は、その後を支払うべき年金たる補償の内払とみなすことができる。年金たる補償を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金たる補償が支払われた場合における当該年金たる補償の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。
(年金たる補償の額の改定)

第十七条の十 年金たる補償の額については、国民の生活水準、国家公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合において、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとする。

第十九条及び第二十条を次のように改める。

(死亡の推定)

第十九条 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際にその船舶に乗つていた職員若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行方不明となつた職員の死亡が三箇月間わからない場合又はこれらの職員の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族補償及び葬費補償の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又は職員が行方不明となつた日に、当該職員は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際にその航空機に乗つていた職員若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に行方不明となつた職員の死亡が三箇月間わからない場合又はこれらの職員の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合にも、同様とする。

(未支給の補償)

第二十条 補償を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき補償がまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者の生計を同じくしていたもの(遺族補償年金については、当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族)に、これを支給する。

2 前項の規定による補償を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序(遺族補償年金については、第十六条第三項に規定する順序)とする。

3 第一項の規定による補償を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

第二十條の二 又は公務で外国旅行中の職員を、公務で外国旅行中の職員又は給員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する給員である職員に、「但し」を、ただしに、「本章」を、この法律に改める。

第二十一条中「別表第一」を「別表」に改める。
第二十二条中「左の」を「次の」に、「職業再教育」を「リハビリテーション」に、「義肢」を「義肢」に改め、同条に次の一号を加える。

五 その他必要と認める施設
第二十三条中「及び労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)」を「労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、船員法及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)」に、「つり合」を「均衡」に改める。

第二十四条の見出しを削る。
第二十五条を次のように改める。
第二十五条 削除

第二十七条の次に次の一条を加える。
(支払の一時差止め)
第二十七条の二 補償を受ける権利を有する者が、正当な理由がなく、第二十六条第一項の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、若しくは医師の診断を拒み、又は前条第一項の規定による質問に対して答弁をしなかつたときは、人事院又は実施機関は、補償の支払を一時差し止めることができる。

る。
第二十八条中「二年間」の下に「障害補償及び遺族補償については、五年間」を加え、「行わない」を「行わないに、但しを」ただしに、「責に」を「責めに」に改める。

別表第一身体障害の欄中「そしやくを」咀嚼に、上肢を「上肢」に、「下肢を」下肢に、「耳かくを」耳鼓に、「せき柱を」脊柱に、「外はうを」外腕に、「ころ丸を」拳丸に、「ひ臓を」脾臓に、「じん臓を」腎臓に、「視野狭さくを」視野狭窄に、「歯科補てつを」歯科補綴に、「ろく骨を」肋骨に、「肩こり骨を」肩胛骨に、「がん固を」頑固に改め、同表第四級の項中「九二〇を」一六四に改め、同表第五級の項中「七九〇を」一四二に改め、同表第六級の項中「六七〇を」一一〇に改め、同表第七級の項目数の欄中「五六〇を」一〇〇に改め、同項身体障害の欄中第一〇号を第一三三号とし、第九号を第一二二号とし、第八号を第一一〇号とし、第七号を第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 一上肢に仮関節を残し、著しい障害を残すもの
一〇 一下肢に仮関節を残し、著しい障害を残すもの
別表第一第七級の項身体障害の欄中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 神経系統の機能に著しい障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの
別表第一第八級の項身体障害の欄中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第一二号ま

昭和四十一年四月二十八日 衆議院会議録第四十六号 労働省設置法の一部を改正する法律案外二案

でを一号ずつ繰り上げる。
別表第一の備考第一号中「きよ、正視力」を「矯正視力」に改め、同表を別表とする。
別表第一を削る。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正前の国家公務員災害補償法(以下「旧法」という。)の規定による第一種障害補償のうちこの法律の施行の日の前日までの間に係る分並びに旧法の規定による第二種障害補償及び遺族補償であつて、この法律の施行の際まだ支給していないものについては、なお従前の例による。
第三条 この法律の施行の際現に旧法の規定による第一種障害補償を受けることができる者には、この法律による改正後の国家公務員災害補償法(以下「新法」という。)の規定による障害補償年金を支給する。

第四条 前条の規定により支給すべき障害補償年金のうち昭和四十一年十一月までの間に係る分の支払期日については、なお従前の例による。
第五条 新法第十九条の規定は、この法律の施行前に船舶若しくは航空機が沈没し、転覆し、墜落し、滅失し、若しくは航行方不明となつた際にこれに乗つており、又は船舶若しくは航空機に乗つていて、その航行中に行方不明となり、この法律の施行の際まだその生死がわからないか、又は三箇月以内にその死亡が明らかとなりこの法律の施行の際まだその死亡の時期がわからない

い職員についても、適用する。
(遺族補償の支給に関する暫定措置)
第六条 この法律の施行の日から五年以内に職員が公務上死亡した場合における当該死亡に關し、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が遺族補償年金の最初の支払に先立つて申し出たときは、国は、平均給与額の四百日分に相当する額を一時金として支給する。
2 前項の一時金が支給される場合には、当該職員の死亡に係る遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が人事院規則で定める算定方法に従い当該一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。
3 第一項の一時金は、新法の規定の適用については、遺族補償年金とみなす。
4 第一項の一時金の支給を受けた者に支給されるべき遺族補償年金の支給が第二項の規定により停止されている間は、当該遺族補償年金については、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第六十五条第二項(同法第七十九条の二)第八項において適用する場合を含む)、児童扶養手当法(昭和三十六年法律第百二十八号)第四十条第二項第三号ただし書及び第三項第三号ただし書並びに特別児童扶養手当法(昭和三十九年法律第百三十四号)第四条第三項第三号ただし書及び第四項第三号ただし書の規定を適用しない。
第七条 遺族補償一時金の額は、当分の間、新法第十七条の六第一項の規定にかかわらず、旧法の規定による遺族補償の額の範囲内において、人事院規則で定める額(第十七条の四第二号の場合にあつては、その額からすでに支給された

遺族補償年金の額の合計額を控除した額)とする。
(他の法令による給付との調整)
第八条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた身体障害又は死亡について人事院規則で定める法令による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、新法の規定にかかわらず、新法の規定による年額から当該給付の年額に百分の五十の範囲内で人事院規則で定める率を乗じて得た額を減じた額とする。
2 補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について船員保険法によつて新法の規定による補償に相当する保険給付を受ける場合には、国は、当分の間、新法の規定による補償を行わない。
第九条 新法の規定による障害補償を受ける者についての恩給法(大正十二年法律第四十八号)第四十六条ノ二の規定の適用については、同条第五項中「給付ノ金額」とあるのは「給付ノ金額ノ家公務員災害補償法第十三条ノ規定ニ依ル障害補償年金ヲ受クル者ナルトキハ其ノ年額ニ六ノ乗ジテ得タル額」と、恩給法第五十八条ノ五の規定の適用については、同条本文中「国家公務員災害補償法第十三条若ハ」とあるのは「国家公務員災害補償法第十三条ノ規定ニ依ル障害補償年金ヲ受クル者ナルトキハ当該補償年金ヲ受クル間」と、同条ただし書中「当該補償又ハ」とあるのは「当該補償年金ノ年額又ハ当該補償若ハ」と、恩給法第六十五条ノ二の規定の適用については、同条第二項中「該当スルモノノ金額」とあるのは「該当スルモノノ金額(国家公務員災害補償法第十三条ノ規定ニ依ル障害補償年金ヲ受

昭和四十一年四月二十八日 衆議院會議録第四十六号 労働省設置法の一部を改正する法律案外二案

クル者ナルトキハ其ノ年額ニ六ヲ乗ジテ得タル額」とする。

2 新法の規定による遺族補償年金を受ける者についての恩給法第七十九条ノ三の規定の適用については、同条本文中「国家公務員災害補償法第十五条若ハ」とあるのは「国家公務員災害補償法第十五条ノ規定ニ依ル遺族補償年金ヲ受クル者ナルトキハ当該補償年金ヲ受クル間」と、同条ただし書中「当該補償又ハ」とあるのは「当該補償年金ノ年額又ハ当該補償若ハ」とする。

第十条 この法律の施行の際現に旧法の規定による第一種障害補償又はこれに相当する補償を受けるべき者に係る恩給法第五十八条ノ五の規定の適用については、なお従前の例による。

(人事院規則への委任)

第十一条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、人事院規則で定める。

(船員保険法の一部改正)

第十二条 船員保険法の一部を次のように改正する。

第四十四条ノ三第一項中「国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第十三条(他ノ法律ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下之ニ同ジ)」を削る。

第四十五条第二項中「国家公務員災害補償法第十三条」を「国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)(他ノ法律ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」に改める。

第五十条ノ七中「国家公務員災害補償法第十五条(他ノ法律ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を削る。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 障害年金の支給を受ける権利を有する者が旧法第十三条の規定による第二種障害補償の支給を受ける権利を有するに至つたことによりこの法律の施行の際現に前条の規定による改正前の船員保険法(以下この条において「旧船員保険法」という。)第四十四条ノ三の規定によりその支給が停止されている障害年金の支給については、同条の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。旧法第十五条の規定による遺族補償の支給を受けるべき者があることによりこの法律の施行の際現に旧船員保険法第五十条ノ七の規定によりその支給が停止されている遺族年金の支給についても、同様とする。

2 前項の規定により障害年金又は遺族年金の支給が停止されている間は、当該障害年金又は遺族年金については、国民年金法第六十五条第二項(同法第七十九条の二第八項において準用する場合を含む。)の規定を適用しない。

3 障害年金の支給を受ける権利を有する者が旧法第十三条の規定による第一種障害補償の支給を受ける権利を有するに至つたことによりこの法律の施行の際現に旧船員保険法第四十四条ノ三の規定によりその支給が停止されている障害年金は、船員保険法第二十四条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日の属する月分から支給するものとする。

(労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律の一部改正)

第十四条 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正

する。

第一項中「第四十八条まで」の下に「及び第八十九条から第九十六条まで」を加え、「(船員法第九十二条に規定する基準による場合において、障害の程度が同法の別表に掲げる第一級から第三級までに該当するときは、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第十三条第一項中「平均給与額に同表に定める日数」とあるのは、「船員法第九十二条に規定する標準報酬の月額に同法の別表に定める月数の六分の一の月数」と読み替えて国家公務員災害補償法第十三条第一項(第一種障害補償に関する部分に限る。)及び関係規定を適用した場合における基準とする。)」を削る。

(労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 前条の規定による改正前の労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律の規定による船員である職員の災害補償であつて、この法律の施行の際まだ支給していないものについては、なお従前の例による。

(防衛庁職員給与法の一部改正)

第十六条 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

項及び第二十七条の二)に改める。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第十七条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の表第八十六条の項中欄中「第十三条の規定による障害補償又はこれに相当する補償を支給する事由が生じた月の翌月から六年間」を「の規定による障害補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間」に改め、同表第九十二条の項中欄中「第十五条の規定による遺族補償又はこれに相当する補償を支給する事由が生じた時から六年間」を「の規定による遺族補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正)

第十八条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五十五号)の一部を次のように改正する。

五、他ノ法律ニ於テ準用スル場合ヲ含ム。』を削る。
年法律第六十七号)の一部を次のように改正

七、第一項を、第二十六條、第二十七條第一

を削る。
(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 障害年金の受給権者が旧法第十三条の

規定による第二種障害補償の支給を受ける権利
を取得したことによりこの法律の施行の際現に
前条の規定による改正前の厚生年金保険法(以
下この条において「旧厚生年金保険法」といふ。)

第五十四條の規定によりその支給が停止されて
いる障害年金の支給については、同条の規定の
改正にかかわらず、なお従前の例による。旧法
第十五條の規定による遺族補償の支給が行なわ
れるべきものであることによりこの法律の施行
の際現に旧厚生年金保険法第六十四條の規定に
よりその支給が停止されている遺族年金の支給
についても、同様とする。

2 前項の規定により障害年金又は遺族年金の支
給が停止されている間は、当該障害年金又は遺
族年金については、国民年金法第六十五條第二
項(同法第七十九條の二第八項において準用す
る場合を含む。)の規定を適用しない。

3 障害年金の受給権者が旧法第十三條の規定に
よる第一種障害補償の支給を受ける権利を取得
したことによりこの法律の施行の際現に旧厚生
年金保険法第五十四條の規定によりその支給が
停止されている障害年金は、厚生年金保険法第
三十六條第二項の規定にかかわらず、この法律
の施行の日の属する月分から支給するものとす
る。

(国会議員互助年金法の一部改正)
第二十条 国会議員互助年金法(昭和三十三年法
律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十六條の二の見出し中「障害補償」を「障害
補償年金」に改め、同条中「第十三條の規定によ
る障害補償に相当する補償を受ける場合には、

その補償が同法同条に規定する第一種障害補償
に相当する補償であるときはこれを」との規定
による障害補償年金に相当する補償を受ける場
合には、当該補償を」に改め、「その補償が同
法同条に規定する第二種障害補償に相当する補
償であるときはこれを」を受ける事由が生じた月の
翌月から六年間」を削る。

第十九條の二の見出し中「遺族補償」を「遺族
補償年金」に改め、同条中「第十五條の規定によ
る遺族補償」を「の」規定による遺族補償年金」に
改め、「六年間」を「当該補償を受ける間」に改める。
(国会議員互助年金法の一部改正に伴う経過措
置)

第二十一条 旧法第十三條の規定による第二種障
害補償に相当する補償を受けることによりこの
法律の施行の際現に前条の規定による改正前の
国会議員互助年金法(以下この条において「旧国
會議員互助年金法」といふ。)第十六條の二の規
定によりその一部の支給が停止されている公務
傷病年金の支給については、同条の規定の改正
にかかわらず、なお従前の例による。旧法第十
五條の規定による遺族補償に相当する補償を受
けることによりこの法律の施行の際現に旧国会
議員互助年金法第十九條の二の規定によりその
一部の支給が停止されている同法第十九條第二
項第四号の規定による遺族扶助年金の支給につ
いても、同様とする。

(国家公務員共済組合法の一部改正)
第二十二條 国家公務員共済組合法(昭和三十三年
法律第二百二十八号)の一部を次のように改正
する。

第八十六條の見出し中「障害補償」を「障害補
償年金」に改め、同条中「第十三條の規定によ
る障害補償又はこれに相当する補償を支給する
事由が生じた月の翌月から六年間」を「の規定に
よる障害補償年金又はこれに相当する補償を支
給されることとなつたときは、これらが支給さ
れる間」に改める。

第九十二條の見出し中「遺族補償」を「遺族補
償年金」に改め、同条中「第十五條の規定によ
る遺族補償又はこれに相当する補償を支給する事
由が生じた時から六年間」を「の規定による遺族
補償年金又はこれに相当する補償が支給される
こととなつたときは、これらが支給される間」
に改める。

第二百十條第一項中「船員組合員又はその被
扶養者が病氣にかかり、又は負傷した場合を、船
員組合員が公務によらないで病氣にかかり、若
しくは負傷し、又は船員組合員の被扶養者が病
氣にかかり、若しくは負傷した場合」に改める。
第二百十一條第一項中「退職し、又は」の下に
「公務によらないで」を加え、同条第二項中「遺
族に対する給付」の下に「(その支給事由が公務
によるものを除く。)」を加え、同条第三項を削
る。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過
措置)
第二十三條 旧法第十三條の規定による第二種障
害補償又はこれに相当する補償を支給する事由
が生じたことによりこの法律の施行の際現に前
条の規定による改正前の国家公務員共済組合法
(以下この条において「旧国家公務員共済組合法
法」といふ。)第八十六條の規定によりその一部
の支給が停止されている公務による慶弔年金の

支給については、同条の規定の改正にかかわら
ず、なお従前の例による。旧法第十五條の規定
による遺族補償又はこれに相当する補償を支給
する事由が生じたことによりこの法律の施行の
際現に旧国家公務員共済組合法第九十二條の規
定によりその一部の支給が停止されている同法
第八十八條第一項第一号の規定による遺族年金
の支給についても、同様とする。
(国民年金法の一部改正)
第二十四條 国民年金法の一部を次のように改正
する。

第三十六條中「又は国家公務員災害補償法(昭
和二十六年法律第九十一号)他の法律において
「これら」を「これら」に改める。
第四十一條第一項中「又は国家公務員災害補
償法」を削り、「これら」を「これら」に改める。
第六十五條第一項第一号中「年金たる給付」の
下に「及び国家公務員災害補償法(昭和二十六年
法律第九十一号)他の法律において準用する
場合を含む。』の規定による年金たる補償」を加
える。
(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)
第二十五條 障害年金の受給権者が旧法第十三
條の規定による第二種障害補償の支給を受ける
権利を取得し、又は障害補償年金の受給権者が同
條の規定による第一種障害補償の支給を受ける
権利を取得したことによりこの法律の施行の際
現に前条の規定による改正前の国民年金法(以
下この条において「旧国民年金法」といふ。)第三
十六條の規定によりその支給が停止されている
障害年金の支給については、同条の規定の改正

昭和四十一年四月二十八日 衆議院會議録第四十六号 労働省設置法の一部を改正する法律案外二案

昭和四十一年四月二十八日 衆議院會議録第四十六号 労働省設置法の一部を改正する法律案外二案

にかかわらず、なお従前の例による。旧法第十五条の規定による遺族補償が行なわれるべきものであることにより、この法律の施行の際現に旧国民年金法第四十一条第一項(同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定によりその支給が停止されている母子年金又は養育母子年金の支給についても、同様とする。

2 障害年金(障害補償年金を除く。)の受給権者が旧法第十三条の規定による第一種障害補償の支給を受ける権利を取得したことによりこの法律の施行の際現に旧国民年金法第三十六条の規定によりその支給が停止されている障害年金は、国民年金法第十八条第二項の規定にかかわらず、この法律の施行の日の属する月分から支給するものとする。

3 この法律の施行の際現に国民年金法の規定による福祉年金の受給権を有する者に対して附則第三条の規定により支給される障害補償年金については、前条の規定による改正後の国民年金法第六十五条第一項第一号(同法第七十九条の二第八項において準用する場合を含む。)の規定を適用しない。

(国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律の一部改正)
第二十六条 国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。
附則第四条から第六条までを削る。
第二十七条 児童扶養手当法の一部を次のように改正する。
第三条第二項に次の一号を加える。

十七 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の他の法律において準用する場合を含む。)に基づき年金たる補償
第四条第二項第四号中「若しくは国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)を削り、「これらに」を「これらに改める。
(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)
第二十八条 前条の規定による改正後の児童扶養手当法第三項第十七号の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に同法の規定による児童扶養手当の支給を受けている者に対して附則第三条の規定により支給される障害補償年金は、同法第四条第三項第三号の規定の適用については、その者が当該児童を引き続き監護し、又は養育している間は、公的年金給付としな

(地方公務員等共済組合法の一部改正)
第二十九条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。
第一百四十二条第二項の表第九十一条の項下欄中、第十三条の規定による障害補償が行なわれることとなつたときは六年間を」の規定による障害補償年金が支給されることとなつたときはその障害補償年金が支給される間に改め、同表第九十七条の項下欄中「第十五条の規定による遺族補償が行なわれることとなつたときは六年間を」の規定による遺族補償年金が支給されることとなつたときはその遺族補償年金が支給される間に改める。
(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三十条 旧法第十三条の規定による第二種障害補償を支給する事由が生じたことによりこの法律の施行の際現に前条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(以下この条において「旧地方公務員等共済組合法」という。)第一百四十二条第二項の規定により変更して適用される同法第九十一条の規定によりその一部の支給が停止されている公務員による廃疾年金については、同法第一百四十二条第二項の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。旧法第十五条の規定による遺族補償を支給する事由が生じたことによりこの法律の施行の際現に旧地方公務員等共済組合法第一百四十二条第二項の規定により変更して適用される同法第九十七条の規定によりその一部の支給が停止されている同法第九十三条第一項第一号の規定による遺族年金の支給についても、同様とする。

(重度精神薄弱児扶養手当法の一部改正)
第三十一条 重度精神薄弱児扶養手当法(昭和三十九年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
第三条第二項に次の一号を加える。
十八 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の他の法律において準用する場合を含む。)に基づき年金たる補償
第四条第三項第四号中「若しくは国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)を削り、「これらに」を「これらに改める。
(重度精神薄弱児扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)
第三十二条 前条の規定による改正後の特別児童扶養手当法第三項第十八号の規定にか

ならず、この法律の施行の際現に同法の規定による重度精神薄弱児扶養手当の支給を受けている者に対して附則第三条の規定により支給される障害補償年金は、同法第四条第四項第三号の規定の適用については、その者が同法第三条第一項に規定する児童を引き続き監護し、又は養育している間は、公的年金給付としない。
2 重度精神薄弱児扶養手当法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第 号)中重度精神薄弱児扶養手当法の題名の改正規定が施行されるまでの間は、前項中「特別児童扶養手当法」とするものは「重度精神薄弱児扶養手当法」と、同法第三条第一項に規定する児童とあるのは「当該重度精神薄弱児」とする。
(公務上の災害に対する年金による補償に関する検討)
第三十三条 職員(公務上の災害に対する年金による補償に關しては、人事院は、共済組合の制度との關係を考慮して引き続き検討を加えるに)か、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第三十号)附則第四十五条に規定する検討の結果が得られたときは、これとの均衡を考慮して、補償制度の研究を行ない、その成果を国会及び内閣に提出しな

ならない。
○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長(木村武雄君)
〔報告書は本号末尾に掲載〕
○木村武雄君 たいま議題となりました三法案

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長(木村武雄君)
〔報告書は本号末尾に掲載〕
○木村武雄君 たいま議題となりました三法案

につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、家内労働問題の重要性にかんがみ、労働省の附属機関として、家内労働審議会を設置し、その設置期限を昭和四十四年三月三十一日までとしようとするものであります。

本案は、去る四月十六日日本委員会に付託され、四月十九日政府より提案理由の説明を聴取し、四月二十七日、質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、恩給法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

第一に、昭和四十年年度における恩給扶助料増額の際の年齢制限を、妻子及び六十五歳以上の者については昭和四十一年十月分以降、その他の者については昭和四十二年一月分以降撤廃すること。

第二は、加算恩給の年額について、妻子の普通扶助料は最短恩給年額に相当する額とすること。

第三は、長期在職者の普通恩給の年額を最低六万円、扶助料を最低三万円とすること。

第四は、恩給扶助料の年額の調整規定を設けること。

第五は、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた旧文官等の恩給扶助料の不均衡を是正すること。

第六は、不具廃疾で生活資料を得る道のない成年の子についても扶養加給を支給すること。

第七は、特例扶助料の支給条件を緩和すること。第八は、日本赤十字社救護員の従軍期間を恩給公務員期間に通算すること。

以上の措置は昭和四十一年十月より実施することのほか、旧軍人としての加算年を旧文官の在職年に通算する措置を昭和四十二年一月より実施することとしようとするものであります。

本案は、去る二月十八日日本委員会に付託され、

二月二十二日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、四月二十六日質疑を終了、本二十八日、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対して、自由民主党、日本社会党、民主社会党三党共同提案により、全会一致をもって、調整規定の運用について、その実効ある措置が講ぜられるよう適切な配慮をすること、並びに通算及び加算の措置に関し、恩給制度と共済組合制度間の総合調整をはかることとする趣旨の附帯決議が付されました。

次に、国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案は、本年二月二日、人事院が国会及び内閣に対して行なつた意見の申し出に基づき、国家公務員の災害補償制度について、

第一に、障害補償年金の範囲を拡大すること。

第二に、遺族補償のうち、職員と親族関係の深い一定要件に該当する遺族については、その遺族数に応じて、平均給与年額の三〇%から五〇%までの年金とすること。

第三に、年金を受けることができる遺族がない場合には一時金とし、その額は、業務上の死亡にかかるとの法令による給付との均衡を考慮するが、当分の間は従前の額の範囲内で人事院規則で定める額とすること。

第四に、年金たる補償額について調整規定を設けること。

などでありました。

本案は、三月二十五日日本委員会に予備付託され、四月二十二日参議院より送付されて本付託となり、二十六日政府より提案理由の説明を聴取し、本二十八日、質疑を終了し、討論もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本法案に対し、自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党共同提案により、全会一致をもって、遺族補償一時金の額の決定については、従来の額を十分保障するよう配慮すべきである旨の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 三案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

(昭和三十八年度一般会計予備費使用総調書(その2))

昭和三十八年度特別会計予算総則第十四条に基づく使用総調書(その2)

昭和三十八年度特別会計予算総則第十五条に基づく使用総調書

昭和三十九年度一般会計予備費使用総調書

昭和三十九年度特別会計予算総則第十四条に基づく使用総調書

昭和三十九年度特別会計予算総則第十五条に基づく使用総調書

昭和三十九年度特別会計予算総則第十六条に基づく使用総調書

昭和四十年年度一般会計予備費使用総調書(その1)

昭和四十年年度特別会計予算総則第十四条に基づく使用総調書(その1)

昭和四十年年度特別会計予算総則第十五条に基づく使用総調書(その1)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第七、昭和三十八年度一般会計予備費使用総調書(その2)外九件(承諾を求めぬの件)、日程第八、昭和四十年年度一般会計予備費使用総調書(その1)外二件(承諾を求めぬの件)、右十三件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。決算委員長吉川久衛君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔吉川久衛君登壇〕

○吉川久衛君 ただいま議題となりました昭和三十八年度一般会計予備費使用総調書(その2)外四件、昭和三十九年度一般会計予備費使用総調書外四件及び昭和四十年年度一般会計予備費使用総調書(その1)外二件の事後承諾を求めぬの件について、決算委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

昭和三十八年度一般会計予備費使用総調書(その2)外四件は、昭和三十九年一月から三月までの間に、河川等災害復旧事業等に必要経費その他の経費に使用を決定したもので、その総額は六百七十三億円余で、昨年十二月二十八日日本委員会に付託され、本年三月三日大蔵省当局より説明を聴取いたしました。

また、昭和三十九年度一般会計予備費使用総調書外四件は、同年度中に農業施設災害復旧事業に必要な経費その他の経費に使用を決定したもので、その総額は一千七百六億円余で、昨年十二月

昭和四十一年四月二十八日 衆議院會議録第四十六号

昭和三十八年度一般会計予備費使用総調書(その2)外十二件(承諾を求めるの件) 産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案

二十八日日本委員会に付託され、三月三日大蔵省当局より説明を聴取いたしました。

また、昭和四十年四月から同年十二月までの間に、農業施設災害復旧事業に必要な経費その他の経費に使用を決定したもので、その総額は一千四百七十五億円余で、本年二月二十五日本委員会に付託され、三月三日大蔵省当局より説明を聴取いたしました。

本月二十七日、以上各件について質疑を終了、同日採決の結果、昭和三十八年度一般会計予備費使用総調書(その2)外四件、昭和三十九年度特別会計予備費使用総調書外三件については全会一致をもって、昭和三十九年度一般会計予備費使用総調書については多数をもって、昭和四十年年度一般会計予備費使用総調書(その1)外二件については全会一致をもって承諾を与えるべきものと議決した次第であります。

なお、昭和三十八年度一般会計予備費使用総調書(その2)外四件並びに昭和三十九年度一般会計予備費使用総調書外四件のうち、同年十二月まで使用を決定したものであります。昨年四月に本院において議決したものであります。詳細は会議録において審議未了となつたのであります。詳細は会議録によつて御承知願ふことと思ひます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第七の十件中、昭和三十九年度一般会計予備費使用総調書につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

次に、日程第七のうち、ただいま議決いたしました案件を除く昭和三十八年度一般会計予備費使用総調書(その2)外八件を一括して採決いたします。

九件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よつて、九件とも委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

次に、日程第八の昭和四十年年度一般会計予備費使用総調書(その1)外二件を一括して採決いたします。

三件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よつて、三件とも委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○海部俊樹君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(山口喜久一郎君) 海部俊樹君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案

右 内閣に提出する。 昭和四十一年二月十二日 内閣総理大臣 佐藤 榮作

産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律

産炭地域振興事業団法(昭和三十七年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第九条に次の一項を加える。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は通商産業大臣に意見を提出することができる。

第十一条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とする。

第十九条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「事業の用に供する設備の新設又は増設に必要な資金」を「事業に必要な設備資金若しくは長期運転資金」に改め、「貸付け」の下に「又は出資」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第一号に規定する土地の区域において工業用水道による工業用水の供給を行なうこと。

第二十条第一項及び第二項中「前条第一項第三号」を「前条第一項第四号」に改める。

附則

その法律は、公布の日より施行する。

理由

産炭地域の最近の事情にかんがみ、産炭地域振興事業団の業務に、同事業団が造成した土地の区域における工業用水の供給並びに産炭地域の振興に必要な鉱工業等を営む者に対する長期運転資金の貸付け及び出資を加える等の必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員会の報告を求めます。石炭対策特別委員会理事蔵内修治君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○蔵内修治君 ただいま議題となりました産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案について、石炭対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のとおり、産炭地域振興事業団は、産炭地域における鉱工業等の計画的発展をはかるため、工業用地の造成、ボタ山処理及び設備資金の貸付けの業務を行なってきたものであります。

本案は、さらに産炭地域における産炭基盤の整備、企業誘致等を一そう推進するため、事業団の業務に、産炭地域振興に必要な鉱工業等を営む者に対する長期運転資金の貸付け及び出資、並びに事業団の造成土地における工業用水の供給を追加しようとするものであります。

本案は、去る三月三日当委員会に付託され、三月九日三木通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、自來、数次にわたり慎重な審議を行ない、本四月二十八日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告を終わります。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

ベトナム問題の平和的解決に関する緊急質問

(柳田秀一君提出)

○海部俊樹君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、柳田秀一君提出、ベトナム問題の平和的解決に関する緊急質問を許可されんことを望みます。

○議長(山口喜久一郎君) 海部俊樹君の動議に御異議はありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

ベトナム問題の平和的解決に関する緊急質問を許可いたします。柳田秀一君。

(柳田秀一君登壇)

○柳田秀一君 私は、日本社会党を代表して、政府に対し、ベトナム問題の平和的解決についての緊急質問を行なうものであります。(拍手)

わが党は、さきに、本国会の勢頭、ベトナム問題の平和的解決のための決議案を提出し、平和に生きんとする日本国民の名において、院の意思を内外に宣明せんとしたのであります。自來三カ月、自由民主党は、一回だに、その内容あるいはその字句、用語に因し、各党と協賛する積極的な誠意を示さず、さりとて、反対の態度を表明する勇氣も、まじめさもなく、うやむやのうちに葬り去らんとし、じんぜん今日に及んだのであります。(拍手)これが政府・与党たる自由民主党の姿であり、佐藤総理を党首とする自由民主党のとった態度であります。何たる無定見、何たる無責任ぞやと称して過言でなく、彼らにあるものは、単なる党利党略にすぎぬのであります。(拍手)

わが党提案の決議案の趣旨は、
一、アジア及び世界平和の実現のため、アメリカの北爆を直ちに中止せしめること。
二、民族自決の原則により、ベトナム問題解決はベトナム人自身にまかせること。並びにジュネーブ協定に基づいて、アメリカの軍事行動を停止せしめ、すべての外国軍隊を撤退し、平和解決

のためのテールにつかせること。

三、拡大するベトナム侵略戦争に日本が巻き込まれるのを防ぐため、日本本土及び沖縄の軍事基地の使用、その他ベトナム作戦への協力を一切やめること。

以上を政府に対して要求せんとしたものであります。私は、この趣旨に従って、以下、順を追って質問を行なうてまいりたいと思っております。

まず第一に、佐藤総理は、ベトナムを中心に行なわれているアメリカの軍事行動をどう見、どう考えているかということでありまして、

ベトナムは、御存じのとおり、一九五四年五月、ディエンビエンフーの敗戦により、フランス軍がインドシナ半島から撤退した後、関係国によるジュネーブ協定によって、その国際的地位並びにその後の進むべき方向が協定せられたのであります。しかるにアメリカは、この協定を破り、南ベトナムにみずからのかいらい政権をつくることと同時に、軍隊を派遣して、フランスに取ってかわって新たな植民地支配を行なわんとしたのであります。(拍手)これに対して民族独立運動がほろほろと勃興し、今日の事態となつたのであります。この間、アメリカは、ジュネーブ協定はもとより、幾多国際法をじゅうりんとし、国際的犯罪行為を繰り返してきたのであります。南北統一及びベトナム民族の真の独立と平和を願うベトナム人民が、このようなアメリカの軍事行動を、アメリカ帝国主義の侵略として執拗に激しい抵抗を続けていることは、けだし当然といわなければなりません。(拍手)

しかもアメリカの侵略行為は、いまやベトナムだけにとどまらず、不法にもその国境を越えて、ラオス、カンボジアをはじめ、中国国境まで侵犯するといふ、無差別な北爆を拡大し、あまつさえ、人道に訴すべからざる兵器すら使用して、てんとして恥じることがないのであります。(拍手)このようなアメリカの軍事行動を総理はどのよう理解しておられるか、まず伺いたいのであります。

ます。

総理は、就任以来、この議場においても、また新聞記者会見においても、事あるごとに、平和に徹する、あるいはアジアの立場を貫くと強調してこられたのであります。一体、総理が言う平和に徹するとの抽象的なことばは、現実的とはいかぬる政治行動をさすのであるか、また、それがベトナム戦争に関して具体的にどのよう行動をとるのであるか、明らかにせられる責任があると思うのであります。(拍手)この点、念を押して確かめておきます。

もし総理のことばどおり真剣に平和に徹するとするならば、アジアの一角において戦争の火の手が国際法を無視して拡大しておる状態にあって、何らなすすべもなく、手をこまねいて見ているなど、とうていあり得ないはずであります。(拍手)総理はまた、有言実行をも国民に約束されました。すなわち、アジアの立場を貫き、平和に徹し、これを有言実行する、その言やまきによしてあります。要は、形となつてあらわれ、その具體的な行動であります。その行動の実体を、国民だれしも納得のいくように、十分なる説得力をもってお示しいただきたいのであります。(拍手)

さもなくば、それはあなたの単なるその場限りの口頭禪にすぎないといわれても、弁解の余地はないのであります。総理みずからが、みずから国会答弁用の言辭に、習慣性不感症にかかっているといわれても、これまた一言半句もありません。(拍手)

さらに、佐藤内閣は、アメリカのベトナム侵略戦争に積極的に協力加担し、沖縄をはじめ日本を輸送補給基地として使用せしめ、神奈川や東京都内には野戦病院までつくられておるありさまであります。かくのごとき戦争協力体制は、一触即発、日本が直接戦争に巻き込まれる危険をあえておかすものであり、同時に、みずから侵略の共犯者となる以外の何ものでもないと思ふのであります。平和に徹する言明とは全く相反し、国民に

対する大いなる政治的背信行為としてきびしく糾弾されなければならないと思ふのであります。(拍手)

もしそれ、百歩を譲って、自由陣営の一員としてアメリカとの同盟関係をおしやうたいとするならば、善は善とし、悪は悪として、率直にその非を指摘し、反省を促してこそ、正しい協力者でなからうかと思ふのであります。論語に「君子和して同ぜず」とはこのことでもあります。一にも二にもアメリカの顔色をうかがいながらそれに追従する態度では、国際的信用を失墜するだけではありません。東洋には、古来、「良薬は口に苦し」という格言がありますが、アジアの日本、その日本の立場から、正しい平和確立の方途を大胆にアメリカに対して申し立て、その実行を迫るべきことこそ、対等の資格の同盟者の態度といふべきであります。(拍手)しからずば、それは対等にあらざして卑屈な従属者と申すほかないのであります。佐藤さんが好んで口にせられる自主的外交は一体どこに置き忘れたのであります。

さればこそ、去る一月二十五日、ライシャワー駐日米大使が、帝国ホテルで開かれた内外情勢調査会の昼食会で行なつた「これからの日米関係」と題する演説には、多分に示唆を含んでおるものがあると思ふのであります。すなわち、同大使は、「日米関係の調整のために大切なことは、日本の外交政策を完全に自主的なものにするにすることだと思ふ。その外交政策を、米国の占領から派生したものであり、米国の政策に順応するものだと考えている限り、そして日本の政策が自国の理想や目標から生まれぬ限り、日米両国の関係は、いつまでもある程度ゆがんだものにならう。日本の外交が日本の理想と目標にはつきり基づいて推進されるなら、国際政治における日米両国の協力は一段と成果をあげるであらう。」云々と述べておられるのであります。さすがに日本をよく知る大使が、佐藤外交の本質を鋭く指摘したものと、いふべきであります。同時に、外国の大使からこのような

昭和四十一年四月二十八日 衆議院會議録第四十六号 ベトナム問題の平和的解決に関する柳田秀一君の緊急質問

論評を加えられることは、一種の国家的屈辱でもあり、国民こそたえがたい思いがするのであります。(拍手)

最近、世界の各地においてベトナム問題の平和的解決について活発な論議が展開されて、いよいよ、特にマンソフィールド米國上院議員は、去る十八日の上院本会議において、米國、中国、北ベトナム及び南ベトナムの主要勢力が平和解決について日本もしくはビルマで直接交渉を開くよう提唱したのは、周知のとおりであります。本提案に対し、開催国として日本政府は進んでそのあつせん役を買って出るくらいの積極性があつてしかるべきものと考えますが、総理のお考えをお聞かせ願いたいのであります。

あるいはまた、四月二十六日のインド議会において、スワラン・シン外務大臣は、米國は南ベトナムから撤退し、北爆は中止せらるべき旨のインド政府の考え方を明らかにしてゐるのであります。せめて日本政府もインド政府並みの自主的態度は打ち出せないものか。北爆に聖域なしとの最近のアメリカ國務省筋の発言をどう受け取つてゐるか、アメリカに対し北爆を中止するよう勧告する意思をお持ちかどうか、あわせて総理お答へください。(拍手)

いまや世界はこぞって日本の動向を注目してゐるのであります。アジアの先進国たる日本の総理大臣みずから率先してアジア外交をリードするくらいの見識と信念と気魄なくして、どうしてアジアの地に平和がやってきましたか。聖書に、「ただたけよ、さらば開かれん」とありますが、総理みずから世界に向かつて平和のとびら一度だつて力強くたたいたことがあつたでしょうか。アジアのためにも、日本のためにも、ついでながら、最近の世論調査に見られる支持率激減の佐藤さん個人のためにも惜しまれるのであります。

た際、佐藤総理は、椎名外相のモスクワ訪問、あるいは各国への特使派遣など、あらゆることをすると述べていた」と、この間の事情を語つていますが、このハンフリー発言によつて、椎名外相の訪ソや、いまだこを旅行しているのかわつては、わがわがらわらないという横山特使の派遣も、実はアメリカのさしがねであつたことが明らかになつたのであります。ついでに、ここでいう、あらゆることをするといふ約束とは、一体どういふ事実をさすのであるか、この際、国会を通じて国民の前に明示されたと思ふのであります。(拍手)

最後に、私は、ベトナム問題の解決には、基本的にアメリカ力追随外交を改め、アジア外交、平和外交から出発しなければならぬと思ひますがゆえに、端的に左の諸点をお尋ねしておきます。すなわち、アジアの緊張を激化し、戦争を拡大してゐるアメリカの中国封じ込め太平洋戦略体制に対する従来の協力態度を手直しする用意ありやなしや。

同時に、沖縄及び日本内地の基地をベトナム戦争のために使用せしめることを拒否すべきであると考えますが、その意思ありやなしや。さらにまた、今日大規模な人民の反政府デモが続いておる南ベトナムのいろいろな軍事政権に対しては、各種の援助を打ち切るべきであると考えますが、その熱意ありやなしや。

以上、アジアに位置し、アジアの先進国たる日本が、これら一連の積極的な役割を演ずることは、国際世論を動かす、問題を解決する上においてきわめて効果的であり、かつ、今日ほど適切な時期はないと考えるからであります。(拍手) 鉄は熱したときにこそ打つべきであります。佐藤総理の勇気と決断のほどを国民は期待してゐるのであります。この意味において、言ひのがれのことばでなく、一國を背負つて立つ総理大臣たるにふさわしい堂々の御答弁を要求して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

冒頭におきまして、ベトナム問題について平和的解決に関する決議案を社会党は提案したが、自民党は何らの誠意を示さず、これについて党利党略的な行動をするのみだ、こゝろ御批判でございまして、ただいまの質問でよくわかるように、その決議案は、平和的解決という決議案でございまして、たいへんけつこうであります。私も、しばしば政府また自民党が申し上げておるやうに、平和的解決の一日も早いことを希望して、心から叫んでおります。それと同じことばでありますから、けつこうであります。ただいま御質問がありましたように、中身はたいへん違つております。私は、自民党に対して党利党略だといふ御批判、これはそのまま社会党に返上したいと思ひますから、お受け取りをいただきます。(拍手)

次に、御質問に対してお答えいたします。現在の情勢をいかに見るかということであり、南ベトナムにおける米軍の軍事行動は、申すまでもなく、南ベトナム政府が、その独立と安全を守るために、国内における破壊的活動に対する外部からの使徒支援を排除するために、アメリカに頼み、アメリカがその要請を受けて、ただいまやつておる行為でございまして、これは、申せば、南政府の自衛的な処置である、かように私は考えております。

次に、今日までの政府の努力につきましてお話しがございまして、私どもは、さきの戦争が済みましてから、ほんとに平和的な国民として立ち上がつておるのであります。あらゆる国際的紛争を、武力を用いないで、話し合いによつて解決しようといふのが、わが國の国是であります。この立場に立ちまして、関係者に、一日も早く話し合いを進めるやうに、そして開くやうに、これを呼びかけておるわけでありまして、しかしながら、関係各国におきまする總体的な意見は、ただいまそ

の時期にあらず、時期尚早だ、こゝろ考え方をございまして、私は、この話し合いが始まらない現状につきましても、残念に思つてございまして、ただいま自民党は先頭に立ちまして、その話し合いが始まるやうに努力するつもりでございまして、どうか、社会党におきましても、批判よりも、やはり平和を望むといふその立場において、この話し合いが再開されるやうに御協力を願ひたいものだ、お願ひをいたします。(拍手)

次に、今日の情勢につきまして、政府のアメリカに対する協力体制、これは一触即発だ、まことに危険だ、かようなお話しでございます。私は、ただいま國際的に一触即発のような危険な状態にはないと、かように思ひます。国民にかような一触即発といふやうな危機感を与えることは、事態に対する正しい認識だと、私はかように思ひません。(拍手)

私は、しばしば申し上げておりますが、お互いに独立を尊重し、内政に干渉しないこと、そして、ほんとうに平和に徹すること、その気持ちがあるならば、必ず問題は解決するのだと思つております。ただいまの国内における破壊的分子に対する北からの支援、これがないならば、北爆ももちろん行なわれぬし、そのことを私は心から願ひるのであります。

また、マンソフィールドの提案につきましてお話しがございまして、私は、話し合いの場所が東京であらうがビルマであらうが、心から歓迎するものであります。各国がこれに賛成してくれるというところが一番望ましい方法でありますから、そういう意味において、各国の賛成を得るやうな努力を、この上とも続けてまいるつもりであります。

北爆停止につき、あるいはまた外國軍隊の撤退につき、インド政府が意見を發表したということでありまして、また、北爆に聖域なし、こゝろいふこともアメリカで申しておりますが、そこで、北爆中止の勧告をしたかどうかといふ御提案でございまして、私は、話し合いをするこゝろによりまして、

これらの問題が解決の糸口を見つづけるんだと、かように思います。ことに、外国軍隊の撤退などは、その話し合いによって初めてきまる問題だと、かように思いますので、一日も早く話し合いの場を開けば、北爆も停止されることだと、かように思います。一方的に北爆だけをやめろという、一方的に提案するだけでは、私は、効果が無い、かように考えるのであります。(拍手)

次に、ハンフリー副大統領が、AP通信におきまして、日本もあらゆる努力をすると言った、それは一体何かということでありまして、これは、私どもが、現下の国際情勢下におきましてなし得る努力、平和への努力、これをするということでありまして、具体的に何をやるかという具体的な約束はいたしておりません。推名外務大臣が、訪欧の途次ソ連に参りました際にも、その機会をつかまえて、日本の平和愛好への、また平和招来への率直な意見を披露したわけでありまして、こういう点がアメリカに事前に話を通じていたこと、こういうことで、アメリカからの約束だ、かような御批判は当たらないのであります。わが国は、独自の立場で、みずからの責任におきまして、ただいまのようにな交渉をいたしておるわけでありまして。

次に、中国封じ込め政策、太平洋戦略体制の一環、これを手直しする考えはないかということでありまして、私がしばしば申し上げておりますように、わが国は攻撃的な意図は全然ありません。したがって、中共とも、貿易はいつでもやるんだ、経済的な交流はその意味において進めております。突如的な状況のもとにおきまして、中共貿易は拡大されております。この点をごらんになりまして、独自の立場をとっておるのであります。いわゆるアメリカの封じ込め政策に賛成しているとか、あるいは従属しているとか、みずからを卑しめるような発言は慎んでいただきたいと思っております。(拍手)

次に、沖縄の問題について触れられました。また、わが国内における軍事基地等についてのその使用

がいろいろ問題になるというお話でございました。しかし、私どもは、安全保障条約、その権利も主張するが、同時に、その義務も忠実に履行するつもりであります。ただいま沖縄にアメリカが施政権を持ち、これをいかように使おうとも、これは施政権の範囲でございます。もし万一、沖縄がアメリカの使用することによって攻撃の危険にさらされる、こういうようなことがあれば、これは私どもも黙ってはいません。しかしながら、この点では、今日の状態は、これが戦争拡大の方向だとは、私がかように思わないのであります。現状において、沖縄が使われておる、補給基地として使われておるとか、こういうような点を拒否しろという。そういう考え方、拒否するような考え方はまだ持っておりません。これははっきり申し上げておきます。

次に、南ベトナム政府に対する援助の問題であります。ただいま避難民その他、人道的見地に立ちまわすことと、この毒な状態だ、こういうのものでありますので、これについて私どもが援助をいたしておるのであります。ただいまこれを停止するような考え方はもちろん持っておりません。以上、お答えをいたします。(拍手)

〔国務大臣(推名悦三郎君登壇) 柳田議員の御質問に對しましては、一々総理から具体的な答弁がございましたので、私からは、ただいたすに重複するのみでございますから、差し控させていただきます。(拍手) 日本万国博覧会の準備及び運営のために必要特別措置に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明 〇議長(山口喜久一郎君) 内閣提出、日本万国博覧会の準備及び運営のために必要特別措置に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。通商産業大臣三木武夫君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔国務大臣(三木武夫君登壇) 日本万国博覧会の準備及び運営のために必要特別措置に関する法律案の趣旨を説明いたします。 御存じのとおり、日本万国博覧会は、昭和四十五年を期して大阪府千里丘陵において開催されることになっております。十九世紀半ば以降世界においては二十数回にわたり大規模な万国博覧会が開催されてまいりましたが、その開催地はいずれもヨーロッパ、アメリカ大陸に限られていたのであります。このたび日本万国博覧会が一八五一年の第一回ロンドン万国博覧会以来一世紀余の歳月を経て初めてアジアの地において開催されることになったのは、世界の文化、経済の歴史の上において大きな意義を有するものと存する次第であります。

万国博覧会開催の目的は、一般に、世界各国の産業、文化の成果を一堂に展示することにより、諸国間の相互理解を深め、世界の平和と繁榮に寄与することにあるといわれております。このたび日本万国博覧会の開催により、わが国を広く世界に理解せしめ、日本の伝統ある文化と高度の産業技術水準を示し、諸外国との文化交流と輸出の飛躍の増大をはかり、さらにわが国の国際観光に資するところが大きく考へるのであります。また、この万国博覧会の開催を契機として、経済開発、社会開発を促進し、国民の福祉向上に寄与するとともに、わが国が国際社会において確固たる地位と実力を築く絶好の機会であると存するのであります。

政府といたしましては、この国民的な世紀の大事業である日本万国博覧会の開催を四年後に控え、その開催準備体制を一段と強化することが必要であると考え、博覧会開催の直接の責任者である日本万国博覧会協会に対し、資金調達と人材確保との両面についてできる限りの協力と応援を行うため、オリンピック東京大会の例にならい、この法律案を提出することになった次第であります。

次に、この法律案の内容について御説明を申し上げます。 第一は、国が、日本万国博覧会協会に対し、博覧会の準備及び運営に要する経費について、予算の範囲内においてその一部を補助することができるものといたしましたことでありまして。 第二は、日本万国博覧会協会の行なう資金調達事業に關し、国及び三公社の援助に關する規定を設けたことでありまして。 すなわち、その一つは、郵政省が、博覧会の準備及び運営のための資金に充てることを目的として、寄付金つき郵便切手を発行することができる旨の特例を設けたことでありまして。 その二は、日本専売公社が、博覧会準備運営資金に充てることを目的として行なわれる製造たばこの包装を利用した広告事業に対し、便宜を供与することができるものといたしましたことでありまして。 その三は、日本国有鉄道が、博覧会準備運営資金に充てることを目的として行なわれる国鉄施設を利用した広告事業に対し、便宜を供与することができるものといたしましたことでありまして。 その四は、日本電信電話公社が、博覧会準備運営資金に充てることを目的として行なわれる電話番号簿を利用した広告事業に対し、便宜を供与することができるものといたしましたことであります。 第三は、日本万国博覧会協会の業務の円滑な運営を期するため、国及び地方公共団体から適任者を採用する場合は予想されますが、やうした場合の人事交流の円滑化をはかるため、これらの者が日本万国博覧会協会の職員から再び国または地方公共団体の職員に復帰した場合には、公庫、公団等に出席した後復職した場合は、共済年金等に關し在職期間を通算する措置がとられることとしたことでありまして。 また、日本万国博覧会協会の業務の厳正を期するため、同協会の役員及び職員は、刑法等の罰則の適用について、公務員とみなすこととしたこと

であります。

以上が、日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○副議長(岡田直君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。五島虎雄君。

〔五島虎雄君尋壇〕

○五島虎雄君 ただいま趣旨説明のありました法律案に関連し、日本万国博覧会に関する諸問題について、日本社会党を代表いたしまして政府の所信をただしたいと存じます。(拍手)

日本万国博覧会は、わが国も昨年正式に加盟国となりました国際博覧会条約に基づき、来たる一九七〇年、すなわち昭和四十五年に大阪府下千里丘陵において開催されるわけであり、日本万国博覧会は、条約上第一種一般博覧会といわれるものでありまして、人類の活動の成果、あるいは達成された進歩の全体を内容とし、被招請国にその国の陳列館を建設する義務を課する最も大規模な万国博覧会であります。しかも、アジアにおける初めての万国博覧会であり、また、国が主催するものとして、オリンピックにもまさる国民的ない大行事であります。このような万国博覧会を開催することは、国際的には、わが国を広く世界に理解せしめるなど、諸国間の相互理解と文化の交流を深め、ひいては世界の平和と繁栄に寄与するものといわれ、国内的には、産業全般の発展を促進し、輸出の振興、観光の推進に役立つほか、住民福祉の向上に寄与するものといわれているのであります。

私も、日本万国博覧会がきわめて画期的なものであり、理想的な姿で実現されるならば、その効果と意義は確かに少なからざるものがあると思っております。

ます。その意味において、日本万国博覧会の開催につきましても、これを評価するものでありますけれども、一方、複雑な内外の情勢、特に日米安全保障条約の延長、改定、あるいは廃棄が問題となる一九七〇年という開催の時期、巨額の経費の使用、博覧会運営の基本方針等を考えると、日本万国博覧会の準備、実行の過程に対し、多大の関心を抱かざるを得ません。

特に、日米安保条約の問題は、すでに今国会におきましても、衆参両議院の予算委員会を中心としたしまして、にわかにクローズアップされたのであります。一九七〇年には、政府・自民党の安保自動延長論や、あるいは再締結論、全面改定論と、わが日本社会党の主張しております安保廃棄論をめぐって、国論を二分する一大論争の展開が予想されるのであります。しかし、私は、この問題に對しまして政府の意図するところを考えますと、日米安保条約の問題はできるだけ穏便に済ませたい、かつて六年前の安保改定が岸内閣の命取りになったような轍を踏みたくない、国民の関心をなせるべく集めないようにして安保体制を維持していきたいというところにあると思っております。故意か偶然か、東京オリンピックにもまさる日本万国博覧会はこの一九七〇年に開催されるのであります。日米安全保障条約をめぐる国民の関心を意識的に日本万国博覧会に向かわせるような意図がかりせめにも政府にありとしますならば、せつかくの日本万国博覧会の開催も、その意義の大半は失われるでせう。この点は日本万国博覧会開催の根底に触れる問題であります。総理は、その真意をここに十分明らかにすべきであらうと思っております。

いづれにいたしましても、ともかく一九七〇年に決定した以上、政府としては、いたずらに愚かな意図を持つことなく、日本万国博覧会の成功に全力を注ぐべきであります。われわれも、日本万国博覧会の問題に關しましては、その進行の過程を見守りつつ、基本的には協力することにやぶさかではございません。

このような観点から、まず第一に伺いたいことは、日本万国博覧会の構想に對する政府の基本的な考え方の問題であります。

現在、日本万国博覧会の運営については、国の代行機関として日本万国博覧会協会が設立され、すでに基本理念を策定し、統一主題を採決しているのであります。策定された基本理念は、ごくかいづんで申し上げますと、「多様な人類の知恵が、もし有効に交流し、刺激しあうならばそこに高次の知恵が生れ、異なる伝統のあいだの理解と寛容によって、全人類のよりよい生活に向つて調和的発展をもたらすことができる」というものであります。「人類の進歩と調和」という統一主題とともに、いささか佐藤総理好みのきらいはありましても、それ自体としては首肯し得るものであります。このほかに、サブテーマとして、一、「人間自身、よりすこやかな生命の充足を」、二、「人間と自然、より豊かな自然の利用を」、三、「人間と技術、よりよい生活の設計を」、四、「人間と人間、より深い相互の理解を」という四つのテーマが出されております。

しかし、これら基本理念や統一主題、サブテーマを見ただけでは、具体的に日本万国博覧会とは一体何であらうか、私はもとより、国民全部がおそらく理解できないのではないでせうか。私は、アジアで初めての万国博覧会であり、しかもわが国で行なわれる以上、従来欧米の万国博覧会に見られなかったような文明誇示の場とすることなく、わが国の現実を虚心たんに表示することに基づいていたしまして、その上に産業文化の粋を明らかにすべきではないかと思つております。

換言すれば、一部大企業のためのショーになつたり、日本の伝統文化の誇示のみ重点を置き過ぎたりすることのないように、わが国の経済的社会的現実の正確な位置づけの上に立つた博覧会として、中小企業も労働者も、また農民も、国民全部が積極的に参加し得るような構想が必要ではないでせうか。この点について総理の基本的な考え方を伺つておきたいと存じます。

第二の質問は、日本万国博覧会に招請する諸外国の問題であります。

条約によりますると、万国博覧会は、諸外国が外交上の経路を通じて招請されるものとなっておりますのであります。ところが、現在わが国は、中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国、ベトナム民主共和国、モンゴル人民共和国、ドイツ民主共和国、イエーメン・アラブ共和国、アルバニア人民共和国の諸国とはいまだに国交関係がありません。一体政府は、これらの諸国に對しましては、いかなる措置をとらうとするのか、まずこの点を伺つておきたいと思つております。

現在、国連加盟国は百七十七カ国を数えております。しかし、残念ながら、万国博覧会条約加盟国はわずかに三十二カ国にすぎません。政府は五十カ国程度の参加を予定されているようでありまして、けれども、基本理念を生かすためには、さらに多くの参加国が必要ではないでせうか。一昨年東京で開催されたオリンピックは、異世のスポーツ祭典にふさわしく九十四カ国の参加を見たわけでありましたけれども、日本万国博覧会も、真に国際的な行事としようとするならば、国交回復のいかんを問はず、きびしい国際情勢に左右されることなく、すべての國々の参加を呼びかけることが、人類の進歩と調和という統一主題に合致することではないかと思つております。(拍手)

私は、アジアで初めての日本万国博覧会でもあり、万国博覧会の趣旨からいたしまして、正式招請が技術上不可能ならば、これにかわる何らかの便法措置を講じ、わが国の意のあるところを広く各國に伝えることが必要であらうと思つております。また、もしかりに国交回復のない國々から参加の申し出があつた場合に、歓迎こそすれ、これを拒否する理由は全くないと思つております。政府は、これにどう対処する方針であるか、明らかにすべきであります。総理並びに外務大臣、担当大

臣としての通産大臣の所見を伺っておきたいと思
います。(拍手)

第三の質問は、日本万国博覧会に対する政府の
責任の問題であります。

現在、日本万国博覧会に関する憲法ともいへ
き一般規則案は、すでに国内的には最終決定とな
り、BIE、つまり万国博覧会パリ事務局に提出
の運びになっております。これによりますと、
日本国政府は、博覧会の準備、開催、運営に關
し、必要な行政上、財政上の措置を講ずること、
博覧会は通産大臣の監督下に置かれること、博覧
会の準備、開催、運営は日本万国博覧会協会が当
たることなどが定められております。

ところが、この一般規則案作成の過程におい
て、日本万国博覧会は政府の監督、責任のもとに
行なうという事項が問題となり、政府の監督、責
任のもとという字句は削除されてしまつて
ようでありました。また、最終的に赤字が生じた場
合の政府の責任についても明確になっておらな
いのであります。こうした点を見ると、政府がどこ
まで熱意を持っているのか、全く疑わしくなつて
くるのであります。一体政府は、日本万国博覧会
に対する責任をどう考えているのか、総理並びに
大蔵大臣、担当大臣たる通産大臣の所見を伺つて
おきます。(拍手)

第四の問題は、地方財政の負担増に対する配慮
についてであります。

日本万国博覧会の会場は大阪の千里丘陵であ
り、当 faced 大阪府及び大阪市が全面的な協力体制
をとつております。昭和四十一年度の経費五億一
千万円のうち、国が二億五千五百万円を、残る半
額を大阪府と大阪市が折半して負担することに
なつてはいるが、千里丘陵の三百三十万平方メ
ートルは大阪府が買収することになっており、現に
その買収が進行中であり、日本万国博覧会が
地元にもたらす効果はきわめて大きいものであ
り、最終的にはプラスになることを疑つておりま
せんけれども、その過程において地元にあまりに

過重の負担をかけることは、万国博覧会の本質か
ら見ましても不合理であるのみならず、一般住民
の福祉に支障を来たすおそれがあります。

私は、日本万国博覧会については、財政上国が
最終責任を負うと同時に、準備、実行の過程にお
いても、地方財政に過大の負担をかけないように
必要な対策を十分講ずべきであると思つて、総
理並びに自治、建設、大蔵、通産大臣の所見を
伺つておきます。

最後に、日本万国博覧会に要する経費の総体
は、一説には僅に一兆円をこすといわれておりま
す。それほど巨額なものであり、欧米の例を見ま
しても、ウイーンの大公園やパリのエッフェル塔
など、後世に残る事業が行なわれていたものであり
ます。こういう点を考え合わせますと、オリ
ンピックの競技場施設とは異なつて、いまから、会
場であるところの千里丘陵の事後の利用を十分計
算に入れ、計画的に会場施設その他の設計を行な
うことが必要であります。なお、これとともに、
関連する公共事業、特に道路や港湾などの交通施
設や観光施設等の建設は、近畿圏整備の関連にお
きまして総合的、計画的な配慮がぜひとも必要で
あります。これら諸点について、総理並びに担当
相たる通産、建設、自治、大蔵各大臣の所見を伺
いたいであります。

以上、日本万国博覧会が所期の成果をおさめる
ように、政府として真剣に対処されることを要請
いたしました。私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(佐藤栄作君) 答へいいたしま
す。〕

まず第一に、先ほど通産大臣から趣旨を説明い
たしましたように、この万国博覧は、申すまでもな
く、産業文化を一堂に展示して、そして、各国
の理解を深め、世界の平和並びに繁栄に寄与しよ
う、こういうものでございまして、どこまでも経
済的な行爲であります。
ただいま、いろいろ日米安保条約、その改定期

に向かつてはいるがということで御不安を持たれる
ようであり、政府は、政治の問題と全然関
係させないで、ただいまの万国博覧を進めてまい
るつもりであります。誤解のないようにお願いして
おきます。

次に、進歩と調和、これを標榜しておるもので
ございまして、お説のように、国民全体が喜ん
でこれに参加するといふものでありたい、かよう
に思つて、したがうとして、ただ単に大企業は
かりでなく、中小企業もつくる、さらにまた、
農業、漁業等もつくる、各界各層の協力を得るよ
うに、くふうをしまつてまいりたいと思つてござ
います。

次に、参加国の問題であります。ただいまま
だ全然きめておりませんが、やはり多数の
国が参加できるように、そういう処置を私どもと
してはくふうしてまいりたいと思つてございま
す。さらに今後、いろいろ関係協議会もございま
す。また万国博覧会の事務局等もございま
すから、関係各団体と十分協議をいたしまして、参
加国の多いようにそういう処置をとりたい、かよ
うに思つております。

また、その次に、博覧会に対する政府の責任あ
るいは行政上、財政上の問題でございしますが、こ
れはもちろんで日本万国博覧会協会といふものにそ
の責任があるといふことが、この博覧会開催の責
任があるようにございしますが、しかし、何と申し
ましてもアジアにおいて初めて開かれる万国博覧
会でございまして、その意味におきまして、政府も
これをぜひとも成功させたいし、成果をあげた
い、こういうことで、あらゆる協力をするつもり
でございまして、いろいろ御心配していらつしやる
ようであり、資金計画等につきましても、
さらに検討をいたしまして、そして、地方財政
等のあまり負担にならないように、また、可能な
方向で、ただいま申し上げる、成功を、これを
第一に考えて案を進めていくつもりであります。

次に、万国博覧は、ただいまお話しになりました
ように、千里丘陵を買ふことになっております。

ことを開くということで、過般陛下もごらんにな
つた、かように伺つておりますが、もちろん、
この博覧会が済んだ後に、この土地が、またこの
施設が十分使われるように、事前に将来のことも
考へて計画すべきものだ、これまた五島君が御指
摘のとおり私どもも考へております。

いずれにいたしましても、たいへん多額を要す
るものであります。これは関連事業等が非常に広
範である、こういう意味で私は多額にのぼるんだ
と思つて、五島君は地元の関係もあり、特に御
心配のようでございますが、私は、中央の問題と
いたしまして、これは地方財政を圧迫しないよう
に、先ほど申しましたような観点に立ちましてぜひと
も成功するように協力するつもりでござい
ます。(拍手)

〔国務大臣(福田赳夫君) 答へをいたします。〕

まず、博覧会の法的性格といふことが、さよう
な問題であります。これは条約上の公の博覧会
ではない、公に認められた博覧会ではない、公に
認められた博覧会である。かようなことで、日本
万国博覧会協会を設立し、これが最終的な責任者
になるわけであり、財政上も、日本万国博覧
会協会が責任者となります。ただ、ただいま総理
からもお話しのように、この行事は初めてアジア
で開かれる、しかもそれが日本で開かれる、こ
ういふものでありますので、日本政府といつたし
ても、これはできる限りの援助をして、成功裏に終
わらしめたい、かように考へておるのであります。
ただ、この誘致のいきさつや、あるいはその施
設の受益、あるいはその過程における受益とい
うようなことを考へますと、やはり地方団体にも
協力をお願いしなければならぬだろう、こ
ういふふうに考へますが、私どもは、オリ
ンピックで非常に重要な参考資料といつたしな
がら、財政上におきましても万全の努力を払つてまい
りたい、かように考へております。

昭和四十一年四月二十八日 衆議院會議録第四十六号

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案の趣旨説明に対する五島虎雄君の質疑
朗読を省略した議長報告

なお、近畿圏との関係いかんという話でありますが、近畿圏整備、これはもとより長い計画でございまして、これは万国博覧会がなくても進めていかなければならぬ問題であります。しかしながら、たまたま万国博覧会が開かれる、そのための施設が行なわれるということでありまして、これは緊密な連携をとりながら取り進める、かようになるべきものであり、また、さようにいたしたい、かように考えておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣三木武夫君登壇〕

○国務大臣(三木武夫君) 総理大臣から詳細なお答えがありましたので、重複を避けたいと思っておりますが、とにかく、この博覧会は、政府が監督、協力の責任があるわけで、おそらく日本の最大の国際行事でありましょう。オリンピック以上な、期間からいっても非常に長期にわたりますし、日本が歴史以来初めての最大の国際行事である。したがって、万国博覧会協会というものがあつておられることは申すまでもないのであります。そのためにこそ、本日も第一回の日本万国博覧会関係閣僚協議会を開きまして、そうして、政府がこれを成功させるために、各省が協力してやろうという申し合わせをいたしましたのでございます。すでに関係各省の幹事、いわゆる事務次官による幹事会も発足をいたしました。今日まで協議を重ねておるのであります。主眼は万国博覧会協会であつても、政府は全面的に協力して、この世紀の大事業を成功裏に終わらせたいというのが政府の決意である。ことを申し上げて、答弁といたす次第でございます。(拍手)

〔国務大臣永山忠則君登壇〕

○国務大臣(永山忠則君) 万国博覧会、御説のとおり、日本の経済、社会開発を促進して、国民の福祉を向上するものでございまして、国と地方が一体となつて、国民的国際行事とするよう努力をいたしたいと考える次第でございます。なお、計画は、自後の利用を考慮いたしましたし

て、近畿圏整備、地元地方団体との関連公共事業を総合的、計画的に実施するようにいたしたいと存する次第でございます。(拍手)

〔国務大臣瀬戸山三男君登壇〕

○国務大臣(瀬戸山三男君) おおむね答へは済んだようでありまして、この万国博覧会を成功させることについては、この会場の設備を考慮することは当然でありますけれども、私も今後一番努力をし、注意をしなければならぬところは、おおむね三千万の人が期間内に出入りするであろう、こういう想定のもとに、運輸、交通、そういう問題をよく解決しなければならぬと思つております。したがって、現在大阪空港あるいは高速道路、阪神道路、いろいろありますけれども、これだけでは足りませんから、こういうものを整備すると同時に、大阪から会場に至る地下鉄、御堂筋の延長あるいは千里丘に対する阪急電鉄の延長、その他あつた地帯の環境整備をよくしなければならぬ、非常に乱れておりますから、大阪その他の治水あるいは汚濁対策、公園対策等をいろいろやらなければならぬ。こういう問題は、各省庁総合的に検討を進めるつもりであります。

〔国務大臣権名悦三郎君登壇〕

○国務大臣(権名悦三郎君) 招請国の問題について御質問がございましたが、これは総理大臣、通産大臣と同意見でありますから、重複を避けたい。なお、申し上げるまでもないことですが、外務省もいたしまして、当然なすべきことは積極的にいたしまして、万国博覧会の終局の目的を達成するに遺憾のないようにいたしたいと存じます。(拍手)

〔国務大臣(園田直君)〕

これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(園田直君) 本日は、これにて散会いたします。
午後三時四十二分散会

出席国務大臣

- 内閣総理大臣 佐藤 榮作君
- 外務大臣 権名悦三郎君
- 大蔵大臣 福田 赳夫君
- 厚生大臣 鈴木 善幸君
- 農林大臣 坂田 英一君
- 通商産業大臣 三木 武夫君
- 労働大臣 小平 久雄君
- 建設大臣 瀬戸山三男君
- 自治大臣 永山 忠則君
- 国務大臣 安井 謙君
- 内閣法制局長官 高辻 正巳君
- 自治省財政局長 柴田 護君

出席政府委員

- 大蔵省国際金融局長 鈴木 秀雄
- 通商産業省通商局長 山崎 隆造
- 通商産業省貿易振興局長 今村 昇
- 通商産業省企業局長 熊谷 典文
- 通商産業省重工業局長 高島 節男
- 通商産業省化学工業局長 吉光 久
- 通商産業省繊維雑貨局長 乙竹 虔三
- 通商産業省公益事業局長 安達 次郎
- 特許庁長官 川出 千速
- 中小企業庁長官 影山 衛司
- 中小企業庁次長 金井多喜男

政府委員退任

- 一、昨二十七日、佐藤内閣総理大臣から山口議長

宛、去る二十五日付をもつて通商産業省貿易振興局長高島節男は同重工業局長に、同重工業局長川出千速は特許庁長官に、通商産業省繊維局長乙竹虔三は同繊維雑貨局長に、同公益事業局長熊谷典文は同企業局長に、中小企業庁長官山本重信は通商産業省事務次官に、中小企業庁次長影山衛司は同長官にそれぞれ任命され、また同日付をもつて通商産業省通商局長渡邊彌彌司、同企業局長島田喜仁、同軽工業局長伊藤三郎および特許庁長官倉入正はそれぞれ退職し、また去る二十六日付をもつて大蔵省国際金融局長事務代理村井七郎は同事務代理を免ぜられたので政府委員としての資格を失つた旨の通知を受領した。

(常任委員退任)

- 一、去る二十六日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
- 法務委員 森下 元晴君 山口シツエ君
- 森治 良作君 中嶋 英夫君
- 外務委員 愛知 探一君 長谷川 峻君
- 社会労働委員 坂村 吉正君 橋本龍太郎君
- 山村新治郎君 奥野 誠亮君
- 田村 良平君 野呂 恭一君
- 建設委員 田中 榮一君
- 決算委員 森本 靖君 山口シツエ君

辞任を許可した。

- 一、昨二十七日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
- 内閣委員 西ヶ久保重光君 和田 博雄君
- 地方行政委員 吉田 賢一君 竹谷源太郎君
- 法務委員 唐澤 俊樹君 濱野 清吾君
- 早川 崇君 森下 元晴君

安藤 覺君 一萬田尚登君
鍛冶 良作君 根本龍太郎君

外務委員 宇都宮徳馬君 増田甲子七君

大蔵委員 砂田 重民君 永末 英一君

文教委員 熊谷 義雄君 松山千恵子君
和田 博雄君 早川 崇君

社会労働委員 福永 健司君 西ヶ久保重光君

運輸委員 龜山 孝一君 橋本龍太郎君
山村新治郎君 小山 省二君

川野 芳満君 増田甲子七君
泊谷 裕夫君 宇都宮徳馬君

五島 虎雄君 唐澤 俊樹君

小瀨 恵三君 根本龍太郎君

一萬田尚登君 福永 健司君
福水 健司君 安藤 覺君

熊谷 義雄君 湊 徹郎君

鍛冶 良作君 中嶋 英夫君
森下 元晴君 山口シヅエ君

外務委員 長谷川 峻君 愛知 探一君

社会労働委員 田村 良平君 奥野 誠亮君
野呂 恭一君 橋本龍太郎君

建設委員 坂村 吉正君 山村新治郎君
木部 佳昭君

決算委員

山口シヅエ君 森本 靖君
一、昨二十七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 和田 博雄君 西ヶ久保重光君

地方行政委員 竹谷源太郎君 吉田 賢一君

法務委員 安藤 覺君 一萬田尚登君
鍛冶 良作君 根本龍太郎君

外務委員 唐澤 俊樹君 瀧野 清吾君
早川 崇君 森下 元晴君

大蔵委員 増田甲子七君 宇都宮徳馬君

文教委員 川野 芳満君 竹本 孫一君
福水 健司君 早川 崇君

西ヶ久保重光君 松山千恵子君
熊谷 義雄君 和田 博雄君

社会労働委員 三原 朝雄君 森下 元晴君
小山 省二君 山村新治郎君

運輸委員 砂田 重民君 宇都宮徳馬君
五島 虎雄君 増田甲子七君

泊谷 裕夫君 唐澤 俊樹君
小瀨 恵三君

通信委員 湊 徹郎君 安藤 覺君
熊谷 義雄君 根本龍太郎君

決算委員 福永 健司君 一萬田尚登君

特別委員(兼任)

一、昨二十七日、議長において、次の特別委員の

一、昨二十七日、議長において、次の特別委員の

一、昨二十七日、議長において、次の特別委員の

一、昨二十七日、議長において、次の特別委員の

一、昨二十七日、議長において、次の特別委員の

栗山 礼行君 小平 忠君
一、昨二十七日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

体育振興に関する特別委員 小平 忠君 栗山 礼行君

地方公営企業法の一部を改正する法律案(安井)

地方公営企業法の一部を改正する法律案(安井)

地方公営企業法の一部を改正する法律案(安井)

地方公営企業法の一部を改正する法律案(安井)

地方公営企業法の一部を改正する法律案(内閣)

吉典君外九名提出 地方公営企業財政再建促進特別措置法案(安井)

吉典君外九名提出 公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

吉典君外九名提出 (安井)

昭和四十一年四月二十八日 衆議院会議録第四十六号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

動産については六〇万円をこえるときは、当該一定額を原則とする。

2 政府は、毎年度国会の議決を経た金額（一回の地震等により支払うべき再保険金の総額は四十一年度二、七〇〇億円）の範囲内で再保険契約を締結するものとする。

3 政府の再保険契約は、一回の地震等による保険会社の支払総額が政令で定める額をこえる場合に、そのこえる金額について政令で定める区分ごとの割合によつて支払うべきことを約するものとする。

政令で定める額は百億円とし、百億円をこえ五百億円以下の部分については百分の五十、五百億円をこえる部分については百分の百の割合によるものとする。

4 保険会社は、一回の地震等により支払うべき保険金の総額が保険会社及び政府の負担する金額の合計額をこえる場合には、別に定める方法によつて、保険金を削減することができるとする。

5 大蔵省に地震保険審査会を置き、政府の再保険に関する事項についての保険会社の不服申立に対する審査を行なうほか、大蔵大臣の諮問に応じ、大災害時の損害額の認定及び保険金の削減に関する事項について審議するものとする。

6 政府は、保険会社の地震保険契約による保険金の支払上特に必要があるときは、資金のあつせん、融通に努めるものとする。

7 保険会社の地震保険事業に関する共同行為については、独禁法の適用を除外することとする。

8 法律の規定に基づいて其事業を行なう法人で大蔵大臣の指定するものは、保険会社に準じて取り扱ふものとする。

二 議案の修正議決理由 本案は、保険審査会の答申に基づいて立案せられたものであつて、わが国の現状にかんがみ、適切妥当な措置であること認め、施行期日が昭和四十一年四月一日からとなつて、この日以後に修正する必要があるもので、本案は別紙の通り附帯決議を附して修正議決す

べきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費 昭和四十一年度特別会計予算総則において、再保険金の総額は二、七〇〇億円を限度とすることに定められてゐる。

昭和三十二年四月二十六日 大蔵委員長 三池 信 衆議院議長 山口喜久一郎殿

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、昭和四十一年四月一日から施行する。

一 地震保険に関する法律案に対する附帯決議を檢討し速やかに措置すべきである。

二 地震保険のてん補範囲に分割を加えること、保険料を一層低率とすること、殊に地震保険について考へること。

三 地震事業に関する税制について再検討を行なふこと。

四 一般企業との均衡を考慮すること。

五 火災共済協同組合が、可及的速やかに地震保険業務を営み得るよう適切な行政指導をはかること。

地震再保険特別会計法案(内閣提出)に関する報告書 議案の要旨及び目的 地震再保険に関する法律の施行に伴い、同法第三条の規定による地震再保険事業に関する政府の経理を明確にするため、地震再保険特別会計を設け、一般会計と区分して経理しようとするものである。

3 一般会計からの繰入れ イ 必要の金額は、毎年度、一般会計から繰り入れるものとする。

ロ 再保険金又は借入金金の償還金及び利子若しくは一時借入金金の利子の財源に充てるため必要があるときは、一般会計から繰り入れることができることとする。

4 この会計において、再保険金を支弁するため必要があるときは、再保険料収入等をもつて再保険金を支弁するに不足する金額を限度として、借入金金を支弁することができることとする。

5 この会計の決算上の剰余は積立金として積み立て、この会計の歳出の財源に充てるため必要があるときは、この会計の歳入に繰り入れて使用するものとする。

6 その他、この会計の予算及び決算の作成及び提出、一時借入金の借入れ及び借換え、余剰金の預託、損益計算上の利益相当額の責任準備金への組入れ等この会計の経理に關し必要な事項を定める。

二 地震修正の議決理由 地震再保険に関する法律の施行に伴い、地震再保険事業に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置することは必要適切な措置であることを認めるとともに、なお、施行期日を修正する必要があるため、本案は修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費 この特別会計の昭和四十一年度予算は、十二億一千八百万円が計上せられてゐる。

昭和三十二年四月二十六日 大蔵委員長 三池 信 衆議院議長 山口喜久一郎殿

附 則 地震再保険に関する法律の施行の日 昭和四十一年四月一日から施行する。

一 公認会計士法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書 議案の要旨及び目的

公認会計士業務の公共性と最近における実情にかんがみ、公認会計士の業務の改善進歩と地位の向上を図り、また、監査体制の整備に資するため、

(1) 社団法人日本公認会計士協会を特殊法人とし、すべての公認会計士をその会員とする強制加入の制度に改める。

(2) 公認会計士法上の特別法人として監査法人の制度を新たに設け、公認会計士が協同して組織的な監査を行ない得ることとし、監査の充実を図ることとする。

公認会計士の自主責任体制を確立し投資者の保護に資するため特殊法人を設立することは必要であり、また、最近における企業経営規模の拡大と経営の多角化に対応して監査法人の制度を設けることは適切な措置であると認め、本案は、別紙の通り附帯決議を附して原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

昭和三十二年四月二十八日 大蔵委員長 三池 信 衆議院議長 山口喜久一郎殿

公認会計士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 日本公認会計士協会の設立に当たつては、全員の加入が円満に行なわれるよう慎重な配慮をすべきである。

公認会計士の監査については、投資家保護の観点から現行の上場会社等のみならず広く会計経理の適正化を図る見地から学校法人、宗教法人、金融機関等についても監査対象を拡大することに付いて検討すべきである。

立入検査権の行使に当たつては検査の目的である具体的事実が明らかである場合に限り、慎重に配慮すべきである。

政府は公認会計士制度が一層社会の要請に適應するために、更に商法、証券取引法、企業会計原則等について引き続き検討を行ない、速やかに総合的の改革を行なうべきである。

公認会計士制度の健全な発展を期するために懲戒制度を含む自主的な組織と運営が速やかに確立されるよう、今後、政府はこの方向に留意して指導すべきである。

航空業務に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるとの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

わが国は、ソヴィエト連邦との間に定期航空業務を開設することを目的として、昭和三十三年以来交渉を行なつて来たが、昭和四十年十月七日に再開された交渉において、協定の案文について合意が成立したので、昭和四十一年一月二十一日モスクワにおいて本協定並びに不可分の一部をなす議定書に署名を行なつた。

本協定は、わが国とソヴィエト連邦との間に民間航空業務を開設することを目的とし、業務の開始及び運営についての手続と条件を双務的基礎において規定するとともに、附属書I及びIIにおいて、兩國の指定航空企業が運営することのできる路線及び運営に従事する指定航空企業名並びに安全運航のための技術的要件を定めておるほか、ソヴィエト連邦が国際民間航空条約に加盟していないので、同条約に規定されている事項をも含んでいる。

また、議定書において、ソヴィエト連邦がシベリアの上空を外国の航空機に開放していないので、協定上の相互乗入れが可能となるまでの期間は、政府間の合意により暫定的に運航を行なうことを規定している。

なお、本協定は、各締約国により、それぞれの内法上の手続に従つて承認されるものとすし、その承認を通知する外交上の公文が交換された時に効力を生じ、その後、いずれか一方の締約国が他方の締約国から、本協定を終了させる意思を有する旨の書面による通告を受領した日から一年を経過する時まで効力を有することによつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することにより、兩國の航空企業は、さしあたり共同運航の形式により東京とモスクワ間の飛行を行なうことになるが、これは、欧州經由の場合と比較して、距離、運賃、所要時間等において著しい改善を見ることができ、さらに、シベリア上空の開放が約二年後に可能となつた場合には、第三国に優先してわが

国に相互乗入れを認めることとなるので、モスクワ以遠第三国内の地点への運航も可能となり、兩國関係の発展に重要な意義を有するものと期待されるので、必要かつ適切な措置であるとして認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和四十一年四月二十六日

外務委員長 高瀬 伝
衆議院議長 山口喜久一郎殿

政府は本協定発効後日ソ兩國締約国政府の合意するところから従つて、兩國指定航空企業による東京とモスクワ間の国際航空業務の共同運営開始後、運航とも二カ年経過した後に、わが国指定航空企業が、自主運航即ちその航空機及び乗組員による相互乗入れの国際原則に基づき、国際航空業務の運営に移行できない場合には、当該共同運営を打ち切ることあるべしとの決意をもつて自主運航への移行に努力されることを強く要望する。

失業保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的
本案は、日雇労働者の賃金の実情にかんがみ、日雇失業保険金の引上げ等を行なうもので、その要旨は次のとおりである。
1 日雇失業保険金日額について、第一級を三百四十円から五百円に、第二級を二百四十円から三百三十円にすること。
2 日雇失業保険料日額について、第一級を十六円から二十四円に、第二級を十二円から十八円にすること(なお、日雇労働者被保険者及び事業主の負担すべき保険料額は、従来どおり労使折半とし、それぞれ、第一級については十二円、第二級については八円とする。)

3 日雇失業保険料日額の区分は、賃金日額が六百六十円以上の場合第一級とし、六百六十円未満の場合第二級とすること。
4 日雇失業保険料日額の改正については、昭和四十一年五月一日から施行し、日雇失業保険金日額の改正については、同年六月一日から施行すること。
議案の可決理由
最近における日雇労働者の賃金の実情にかんがみ、日雇労働者に係る失業保険金日額の引上げ等の措置を講ずることは時宜に適合するものと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十一年四月二十六日

社会労働委員長 田中 正巳
衆議院議長 山口喜久一郎殿

政府は、昭和四十二年度を目途として失業保険給付等の改善について、努力すること。
国民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的
本案は、世帯主以外の被保険者の一部負担金の割合を引き下げるとともに、市町村に対する国の負担を強化しようとするもので、その要旨は次の通りである。
1 世帯主以外の被保険者の療養の給付に係る一部負担金の割合を現行の十分の五から十分の三に引き下げる。こと。
2 市町村の療養の給付及び療養費の支給に要するの四の負担を現行の二十五から百分の四十に引き上げる。こと。
3 調整交付金の総額を市町村の療養の給付及び療養費の支給に要する費用の見込額の百分の十から百分の五に引き下げる。こと。
4 市町村が徴収する保険料その他国民健康保険法の規定による徴収金について、滞納処分を行なうことができる。こととする。こと。
5 本法は、昭和四十一年四月一日から施行す

昭和四十一年四月二十六日

社会労働委員長 田中 正巳
衆議院議長 山口喜久一郎殿

る。こと。ただし、世帯主以外の被保険者の一部負担金割合の引き下げに關する規定は、昭和四十三年一月一日から施行すること。また、世帯主以外の被保険者の療養給付及び療養費に對する国の負担は、一部負担金割合を四箇年計画のもとに引き下げた市町村に對し、逐次改正後の負担率を適用すること。
議案の修正議決理由
世帯主以外の被保険者の療養の給付に係る一部負担金の割合を減ずるとともに、国庫負担率の引き上げを行なうことは、時宜に適合するものと認め、なお施行期日につき修正を加えることを適當と認め、本案は、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

本案施行に要する経費
昭和四十一年度一般会計予算(労働省所管)において失業保険費負担金のうちに十三億八千六百万円が計上されている。
右報告する。

失業保険法の一部を改正する法律案に對する附帯決議
政府は、昭和四十二年度を目途として失業保険給付等の改善について、努力すること。
国民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的
本案は、世帯主以外の被保険者の一部負担金の割合を引き下げるとともに、市町村に対する国の負担を強化しようとするもので、その要旨は次の通りである。
1 世帯主以外の被保険者の療養の給付に係る一部負担金の割合を現行の十分の五から十分の三に引き下げる。こと。
2 市町村の療養の給付及び療養費の支給に要するの四の負担を現行の二十五から百分の四十に引き上げる。こと。
3 調整交付金の総額を市町村の療養の給付及び療養費の支給に要する費用の見込額の百分の十から百分の五に引き下げる。こと。
4 市町村が徴収する保険料その他国民健康保険法の規定による徴収金について、滞納処分を行なうことができる。こととする。こと。
5 本法は、昭和四十一年四月一日から施行す

る。こと。ただし、世帯主以外の被保険者の一部負担金割合の引き下げに關する規定は、昭和四十三年一月一日から施行すること。また、世帯主以外の被保険者の療養給付及び療養費に對する国の負担は、一部負担金割合を四箇年計画のもとに引き下げた市町村に對し、逐次改正後の負担率を適用すること。
議案の修正議決理由
世帯主以外の被保険者の療養の給付に係る一部負担金の割合を減ずるとともに、国庫負担率の引き上げを行なうことは、時宜に適合するものと認め、なお施行期日につき修正を加えることを適當と認め、本案は、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

昭和四十一年四月二十七日

社会労働委員長 田中 正巳
衆議院議長 山口喜久一郎殿

る。こと。ただし、世帯主以外の被保険者の一部負担金割合の引き下げに關する規定は、昭和四十三年一月一日から施行すること。また、世帯主以外の被保険者の療養給付及び療養費に對する国の負担は、一部負担金割合を四箇年計画のもとに引き下げた市町村に對し、逐次改正後の負担率を適用すること。
議案の修正議決理由
世帯主以外の被保険者の療養の給付に係る一部負担金の割合を減ずるとともに、国庫負担率の引き上げを行なうことは、時宜に適合するものと認め、なお施行期日につき修正を加えることを適當と認め、本案は、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

本案施行に要する経費
昭和四十一年度一般会計予算(厚生省所管)に国民健康保険療養給付費補助金として、一千七百七十七億五千九百九十一万七千七百円、財政調整交付金として、百六十億九千八百五十二万七千七百円が計上されている。
右報告する。

昭和四十一年四月二十七日

社会労働委員長 田中 正巳
衆議院議長 山口喜久一郎殿

附則
(施行期日)
公布の日
この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、第四十二条第一項及び第五十二条第一項の改正規定は、昭和四十三年一月一日から施行する。
第四項第一号及び第二号に掲げる市町村は、それぞれ基準日以後においては、世帯主以外の被保険者の療養の給付に係る一部負担金の割合を十分の三をこえるものとする。こと。が。でき。な。い。
この法律による改正後の第七十二条第二項の規定は、昭和四十一年度分の調整交付金から適用する。

地方自治法第二百三十一条の三第三項の規定は、昭和四十一年四月一日前に納期限が到来した国民健康保険法の規定に基づく保険料その他

地方自治法第二百三十一条の三第三項の規定は、昭和四十一年四月一日前に納期限が到来した国民健康保険法の規定に基づく保険料その他

地方自治法第二百三十一条の三第三項の規定は、昭和四十一年四月一日前に納期限が到来した国民健康保険法の規定に基づく保険料その他

昭和四十一年四月二十八日 衆議院會議録第四十六号

議案に関する報告書

の徴収金で同日までに納付されてないもの(同条第二項の規定による当該保険料その他の徴収金に係る手数料及び延滞金を含む)についても、適用する。

〔別紙〕

国民健康保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、国民健康保険制度の重要性並びに被保険者の保険料及び本人負担の困難なる現状にかんがみ、被保険者の負担の軽減と給付内容の充実をはかるため、可及的速やかに左の事項を実現すべきである。

- 一 保険料減免措置を拡大するとともに、新たに患者負担の減免措置を設けることを検討すること。
二 医療保険の抜本対策に際しては、国保の給付率の引上げと国庫負担の増率を検討すること。
三 調整交付金を増率すること。
四 事務費負担金は実額完全交付すること。
五 国保組合に対する国庫補助の増額を検討すること。
六 その他保健婦及び直診に対する補助を増額する等国保制度に対する助成措置を強化すること。

労働者設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

昨年十二月、臨時家内労働調査会が、「わが国内労働の現状に関する報告」とともに労働大臣に提出した「今後の家内労働対策のすまめ方に関する見解」の趣旨を尊重し、本案は、労働省の附属機関として、家内労働に関する重要事項を調査審議する家内労働審議会を設置しよるとするものである。

なお、本審議会の設置期限は、昭和四十四年三月三十一日までとしている。

二 議案の可決理由
本案は、家内労働問題の重要性にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として、約六十五万円が昭和四十一年度一般会計予算に計上されている。右報告する。

昭和四十一年四月二十七日

内閣委員長 木村 武雄
衆議院議長 山口喜久一郎殿

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

1 本案の改正点は、次のとおりである。
昭和四十年法律第八十二号により、恩給扶助料を増額した際、七十歳未満の恩給扶助料受給者(傷病恩給受給者を除く)については、その者の年齢により、増額分の一部又は全部を一定期間停止する措置がとられたが、この措置を六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻子については昭和四十一年十月分以降、その他の者については昭和四十二年一月分以降撤廃すること。

2 加算年を算入して初めて普通恩給年限に達する恩給扶助料の年額は、最短恩給年限による算出率百五十分の五十から、その年限に不足する一年毎に百五十分の三・五(旧軍人又は警察監獄職員以外の公務員にあつては百五十分の二・五)を減じたもので計算して得た額として、この減算を行わず最短恩給年限(算出率百五十分の五十)によつて計算した額とする。

3 長期に在職者(恩給扶助料の基礎となつてい実在職年の年数が最短恩給年限以上の者)で普通恩給の年額が六万円未満(扶助料については三万円未満)のものについては、その年額を六万円(扶助料については三万円)とする。

4 恩給扶助料の年額は、国民の生活水準、国家公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案し、速やかに改定の措置を講ずるものとする旨の調整規定を設けること。

5 昭和二十三年六月三十日以前に退職し、又は死亡した旧文官等で、実在職年が最短恩給年限以上であるもの及びその遺族の恩給扶助料については、警察、教育職員を軸として、年額の不均衡を是正する(仮定俸給年額を一号俸ないし六号俸引き上げる)こと。

6 公務扶助料を受ける者に遺族たる不具廢疾で生活資料を得るみちのない成年の子がある

ときは、その者について扶養遺族加給(年額一人四千八百円)を認めること。

7 増加恩給を受ける者に不具廢疾で生活資料を得るみちのない成年の子があるときは、その者について扶養家族加給(年額一人四千八百円)を認めること。
8 特例扶助料の支給条件のうち、「管内に居住すべき者」という制限及び「昭和十九年前の負傷又は病に因りては職務に關連することが顯著である場合に限る」という制限を撤廃すること。

9 日本赤十字社の救護員で恩給公務員に相当する者(医師、看護婦長等)が、旧陸海軍の病院等に派遣され、事変地又は戦地において戦時衛生勤務に服した後に、これを退職し恩給公務員となつた場合において、恩給公務員期間に当該戦時衛生勤務に服していた期間を加えれば、普通恩給年限に達することとなるときは、その期間を恩給公務員期間に通算し、最短恩給年限のものに相当する恩給扶助料を支給すること。

10 文官の在職年に算入しないこととされてい加算年のうち、旧軍人の恩給の基礎に在職年を算入されることとされている加算年については、昭和四十二年一月以後、文官の在職年にも通算すること。
なお、施行期日は、10を除き昭和四十一年十月一日としている。

二 議案の可決理由
本案は、恩給給付の公正を期するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として、昭和四十一年度一般会計予算に約二十二億七千万円が計上されている。

なお、昭和四十二年以降平年度所要経費は、約百二十億円が見込まれる。
昭和四十一年四月二十八日
衆議院議長 山口喜久一郎殿
内閣委員長 木村 武雄
〔別紙〕

恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、次の事項についてすみやかに検討の上善処することを要望する。

一 改正恩給法第二条ノ二の調整規定の運用について、その実効ある措置が講ぜられるよう適切な配慮をすること。
二 通算及び加算の措置に關する恩給制度と共済組合制度との間における不均衡是正について、その総合調整を図ること。
右決議する。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、本年二月二日、人事院が国会及び内閣に対して行なつた「国家公務員災害補償法の改正に關する意見の申出」に基づいて、年金補償の範囲を拡大し、その他補償内容の改善等を行なうとするもので、その主たる改正点は次のとおりである。
1 障害等級第三級までの障害補償年金を、第七級まで拡大し、中度障害者についても年金を支給すること。
2 従来、一時金であつた遺族補償のうち、職員との親族関係の深い一定要件に該当する遺族にかかるものについては、年金とすることとし、その年額を、遺族数に応じ、平均給付額の年額の三〇%から最高五〇%までとする。

3 年金を受ける遺族がない場合は、従来通り一時金とすることとし、その額は、業務上の死亡にかかる他の法令による給付との均衡を考慮して、人事院規則で定める額とする。
ただし、当分の間は、従前の例による額の範囲内において、人事院規則で定めることとしている。

4 年金たる補償の額は、国民の生活水準、国家公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとする。
5 公務上の災害を受けた職員の福祉に關する施設として、リハビリテーションに關する施設及びその他必要と認める施設を追加すること。

6. 船員である職員にも国家公務員災害補償法を適用するものとし、その補償に關しては、船員法及び船員保険法の規定による給付に準じ、人事院規則で特例を設けることができるものとする。

なお、休業補償等の支給制限、補償年金の失権、支給停止その他所要の規定を整備するほか、補償年金と国家公務員共済組合法及び恩給法等の規定による給付との調整について、所要の整備を行なつてゐる。

二 議案の可決理由
労働者災害補償保険法の改正と対応し、国家公務員災害補償制度を改善することは、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

昭和三十八年四月二十八日
内閣委員長 木村 武雄
衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕
国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本改正法附則第七条の規定に基づく遺族補償一時金の決定については、従来の遺族補償の額を十分に保障するよう配慮すべきことを要望する。

昭和三十八年度一般会計予備費使用総調査書(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨
本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、国会の事後承諾を求めため提出されたものである。

昭和三十八年度一般会計予備費の予算額は、二百億円でありますが、このうち、百五十九億八千万円は、昭和三十八年五月十七日から同年十二月二十七日までの間に使用され、すでに第四十六回国会において承諾済みであり、その後、昭和三十九年一月十日から同年三月二十七日までの間に、大学附属病院の医療費に必要な経費、南極地域観測再開準備に必要な経費、国庫

受入預託金利子支払に必要な経費、国会の会期延長等に伴う国会の運営に必要な経費、及び退官退職手当の不足を補うために必要な経費等に三十八億九千万円余を使用したものである。

二 本委員会の議決理由
本委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和三十八年四月二十七日
決算委員長 吉川 久衛
衆議院議長 山口喜久一郎殿

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調査書(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨
本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、国会の事後承諾を求めため提出されたものである。

昭和三十八年度各特別会計の予備費の予算総額は、一千九百五十二億七千万円余であるが、このうち、五百三十一億八百万円余は、昭和三十八年七月八日から同年十二月二十日までの間に使用され、すでに第四十六回国会において承諾済みであり、その後、昭和三十九年一月二十一日から同年三月二十七日までの間に、食糧管理特別会計国内米管理勘定における国内米の買入れに必要な経費、厚生保険特別会計健康勘定における健康保険給付費の不足を補うために必要な経費、失業保険特別会計における失業保険給付に必要な経費、労働者災害補償保険特別会計における保険給付等に必要な経費、国有林野事業特別会計国有林野事業勘定における仲裁裁定の実施に伴う職員俸給等に必要な経費等に三百五十二億五千八百万円余を使用したものである。

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調査書(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨
本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十八年度特別会計予備費使用総調査書(承諾を求めるの件)に關する報告書

二 本委員会の議決理由
本委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和三十八年四月二十七日
決算委員長 吉川 久衛
衆議院議長 山口喜久一郎殿

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調査書(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨
本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十八年度特別会計予備費使用総調査書(承諾を求めるの件)に關する報告書

二 本委員会の議決理由
本委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和三十八年四月二十七日
決算委員長 吉川 久衛
衆議院議長 山口喜久一郎殿

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調査書(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨
本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十八年度特別会計予備費使用総調査書(承諾を求めるの件)に關する報告書

二 本委員会の議決理由
本委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和三十八年四月二十七日
決算委員長 吉川 久衛
衆議院議長 山口喜久一郎殿

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調査書(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨
本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十八年度特別会計予備費使用総調査書(承諾を求めるの件)に關する報告書

二 本委員会の議決理由
本委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和三十八年四月二十七日
決算委員長 吉川 久衛
衆議院議長 山口喜久一郎殿

昭和三十九年度特別会計予備費使用総調査書(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨
本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、国会の事後承諾を求めため提出されたものである。

昭和三十九年度一般会計予備費の予算額は三百億円でありますが、このうち、河川等災害復旧事業に必要な経費、港灣施設災害復旧事業に必要な経費、農地施設災害復旧事業に必要な経費、干害対策に必要な経費等に二百八十三億七千万円余を使用したものである。

二 本委員会の議決理由
本委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和三十九年四月二十七日
決算委員長 吉川 久衛
衆議院議長 山口喜久一郎殿

昭和三十九年度特別会計予備費使用総調査書(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨
本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十九年度特別会計予備費使用総調査書(承諾を求めるの件)に關する報告書

二 本委員会の議決理由
本委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和三十九年四月二十七日
決算委員長 吉川 久衛
衆議院議長 山口喜久一郎殿

昭和三十九年度特別会計予備費使用総調査書(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨
本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十九年度特別会計予備費使用総調査書(承諾を求めるの件)に關する報告書

二 本委員会の議決理由
本委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和三十九年四月二十七日
決算委員長 吉川 久衛
衆議院議長 山口喜久一郎殿

昭和三十八年四月二十八日 衆議院會議第四十六号 議案に關する報告書

昭和四十一年四月二十八日 衆議院會議録第四十六号 議案に関する報告書

入増加に伴い必要な経費、失業保険特別会計に
おける失業保険給付に必要な経費、労働者災害
補償保険特別会計における保険給付等に必要な
経費及び農業共済再保険特別会計農業勘定にお
ける再保険金支払に必要な経費等に九百九十億
八千五百円余を使用したものである。

二 本件の議決理由
本委員会において審査の結果、本件の使用は
妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議
決した次第である。

昭和四十一年四月二十七日
決算委員長 吉川 久衛
衆議院議長 山口喜久一郎殿

昭和三十九年度特別会計予算総則第十四条
に基づく使用総調書(承諾を求めるの件)に
関する報告書

一 本件の趣旨
本件は、予備費使用の例に準じて提出された
ものであつて、昭和三十九年度特別会計予算総
則第十四条の規定に基づき、昭和四十年三月三
十日、郵政事業特別会計における業績賞与に必
要な経費に、四十三億八千万円余を使用したも
のである。

二 本件の議決理由
本委員会において審査の結果、本件の使用は
妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議
決した次第である。

昭和四十一年四月二十七日
決算委員長 吉川 久衛
衆議院議長 山口喜久一郎殿

昭和三十九年度特別会計予算総則第十五条
に基づく使用総調書(承諾を求めるの件)に
関する報告書

一 本件の趣旨
本件は、予備費使用の例に準じて提出された
ものであつて、昭和三十九年度特別会計予算
総則第十五条の規定に基づき、食糧管理特別会
計輸入食糧管理勘定における輸入食糧の買入れ
増加に伴い必要な経費、失業保険特別会計にお
ける失業保険給付費の不足を補うために必要な
経費、郵便貯金特別会計における支払利子の増
加及び業績賞与支給に必要な経費等に二百六十

億五千二百万円余を使用したものである。
二 本件の議決理由
本委員会において審査の結果、本件の使用は
妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議
決した次第である。

昭和四十一年四月二十七日
決算委員長 吉川 久衛
衆議院議長 山口喜久一郎殿

昭和三十九年度特別会計予算総則第十六条
に基づく使用総調書(承諾を求めるの件)に
関する報告書

一 本件の趣旨
本件は、予備費使用の例に準じて提出された
ものであつて、昭和三十九年度特別会計予算総
則第十六条の規定に基づき、昭和四十年三月三
十日、郵政事業特別会計における仲裁裁定の実
施等に必要経費に百二十八億七千三百万円余
を使用したものである。

二 本件の議決理由
本委員会において審査の結果、本件の使用は
妥当なものと認め承諾を与えるべきものと議決
した次第である。

昭和四十一年四月二十七日
決算委員長 吉川 久衛
衆議院議長 山口喜久一郎殿

昭和四十年年度一般会計予備費使用総調書
(その1)(承諾を求めるの件)に関する報告
書

一 本件の趣旨
本件は、財政法第三十六条の規定に基づ
き、国会の事後承諾を求めるため提出されたも
のである。
昭和四十年年度一般会計予備費の予算額は四百
五十億円であるが、このうち、昭和四十年四月
六日から同年十二月三十一日までの間に、国民
健康保険臨時財政調整に必要な経費、河川等災
害復旧事業に必要な経費、農業施設災害復旧事
業に必要な経費等に三百六十七億五千三百万円
余を使用したものである。
二 本件の議決理由
本委員会において審査の結果、本件の使用は
妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議

決した次第である。
右報告する。
昭和四十一年四月二十七日
決算委員長 吉川 久衛
衆議院議長 山口喜久一郎殿

昭和四十年年度特別会計予備費使用総調書
(その1)(承諾を求めるの件)に関する報告
書

一 本件の趣旨
本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、
国会の事後承諾を求めるため提出されたもので
ある。
昭和四十年年度各特別会計の予備費予算総額は
二千七百二十億五千四百万円余であるが、この
うち、昭和四十年六月十五日から同年十二月十
七日までの間に、食糧管理特別会計国内米管理
勘定における国内米の買入れに必要な経費、同
特別会計輸入食糧管理勘定における輸入食糧の
買入れ増加に伴い必要な経費、同特別会計砂糖
類勘定における砂糖類の買入れ増加に伴い必要
な経費等に九百六十億七千二百万円余を使用し
たものである。

二 本件の議決理由
本委員会において審査の結果、本件の使用は
妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議
決した次第である。

昭和四十一年四月二十七日
決算委員長 吉川 久衛
衆議院議長 山口喜久一郎殿

昭和四十年年度特別会計予算総則第十一条に
基づく使用総調書(その1)(承諾を求める
の件)に関する報告書

一 本件の趣旨
本件は、予備費使用の例に準じて提出された
ものであつて、昭和四十年年度特別会計予算総
則第十一条の規定に基づき、昭和四十年八月三十
一日から同年十月十二日までの間に、食糧管理
特別会計砂糖類勘定における返還金等の調整勘
定へ繰入れに必要な経費、同特別会計国内米管
理勘定における国内米の買入れ増加に伴い必要
な経費等に百四十七億二千九百万円余を使用し
たものである。
二 本件の議決理由

本委員会において審査の結果、本件の使用は
妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議
決した次第である。
右報告する。
昭和四十一年四月二十七日
決算委員長 吉川 久衛
衆議院議長 山口喜久一郎殿

産炭地域振興事業団法の一部を改正する法
律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、産炭地域における最近の事情に対応
して、産炭地域振興事業団の業務範囲の拡大等
を図ろうとするものであり、その主な内容は次
のとおりである。

1 産炭地域振興事業団の業務に、産炭地域振
興に必要な鉱工業等を営む者に対する長期運
転資金の貸付、又は出資を追加する。
2 産炭地域振興事業団の業務に、同事業団が
造成した土地の区域における工業用水の供給
を追加する。
3 その他、産炭地域振興事業団の職務の職務
権限及び役員欠格条項の整備等について定
め、本法は公布の日から施行する。

二 議案の可決理由
本案は、産炭地域の振興を促進する必要が、
なお存続している実情にかんがみ、産炭地域の
整備及び企業誘致の一そのの推進を図るための
措置として有効適切なものと認め、これを可決
すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
昭和四十一年度一般会計予算(通商産業省所
管)に、産炭地域振興事業団出資金として、二
十六億七千五百万円が計上されている。
右報告する。
昭和四十一年四月二十八日
石炭対策特別委員長 野田 武夫
衆議院議長 山口喜久一郎殿

衆議院會議録第四十五号(中)正誤
改正
行なわれたとい 行なわれた
一 未定 行なわれた
二 都市生活 都市の市民生活
三 優元 優先
四 議長 参議院

定価 一部 二十五円
(ただし長良紙は三十円)
(配送料共)
発行所 東京都港区赤坂表町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二四四二(六)

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可